

那霸市公報

第1881号

毎月2回 1, 15日発行
発行所
那霸市泉崎1丁目1番1号
那霸市総務部総務課

目 次

◇告 示◇

○市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示（道路管理課）	4
○那霸市パレット市民劇場及び那霸市民ギャラリー指定管理者の指定について（文化振興課）	11
○令和6年度那霸市一般会計補正予算（第8号）（財政課）	12
○令和6年度那霸市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）（財政課）	24
○令和7年度那霸市一般会計予算（財政課）	25
○令和7年度那霸市病院事業債管理特別会計予算（財政課）	37
○令和7年度那霸市一般会計補正予算（第1号）（財政課）	38
○令和7年度那霸市一般廃棄物処理実施計画について（環境政策課）	39
○令和6年度那霸市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）（ちやーがんじゅう課）	54
○令和7年度那霸市介護保険事業特別会計予算（ちやーがんじゅう課）	57
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）	60
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）	61
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について（保護管理課）	62

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の再開について (保護管理課)	63
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課)	64
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課)	65
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課)	66
○令和6年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）（国民健康保険課）	67
○令和6年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（国民健康保険課）	70
○令和7年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算（国民健康保険課）	71
○令和7年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算（国民健康保険課）	74
○那覇市保健所手数料収納業務、総合案内業務及び食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について（生活衛生課）	76
○令和6年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（まちなみ整備課）	77
○令和6年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）（まちなみ整備課）	79
○令和7年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算（まちなみ整備課）	80
○令和7年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算（まちなみ整備課）	82
○令和6年度那覇市水道事業会計補正予算（第2号）（上下水道局企画経営課）	83
○令和6年度那覇市下水道事業会計補正予算（第2号）（上下水道局企画経営課）	85
○令和7年度那覇市水道事業会計予算（上下水道局企画経営課）	87
○令和7年度那覇市下水道事業会計予算（上下水道局企画経営課）	90

◇公 告◇

○那霸広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更について (まちなみ整備課)	93
○那霸広域都市計画公園事業の事業計画の変更認可に伴う図書の縦覧について (公園建設課)	94
○都市計画 (那霸広域都市計画道路) の図書の写しの縦覧について (都市計画課)	95
○都市計画 (那霸広域都市計画都市高速鉄道) の図書の写しの縦覧について (都市 計画課)	95
○都市計画 (那霸広域都市計画公園) の図書の写しの縦覧について (都市計画課)	96

◇議 会 規 則◇

○那霸市議会傍聴規則の一部を改正する規則.....	97
---------------------------	----

◇上下水道局告示◇

○那霸市排水設備指定工事店の取消しについて.....	101
○那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について.....	102
○令和 7 年度水道メーターの賠償額について.....	103

告示

那霸市告示第539号
令和7年3月18日
掲示済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法第180号)第18条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間、那霸市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那霸市長 知念 覚

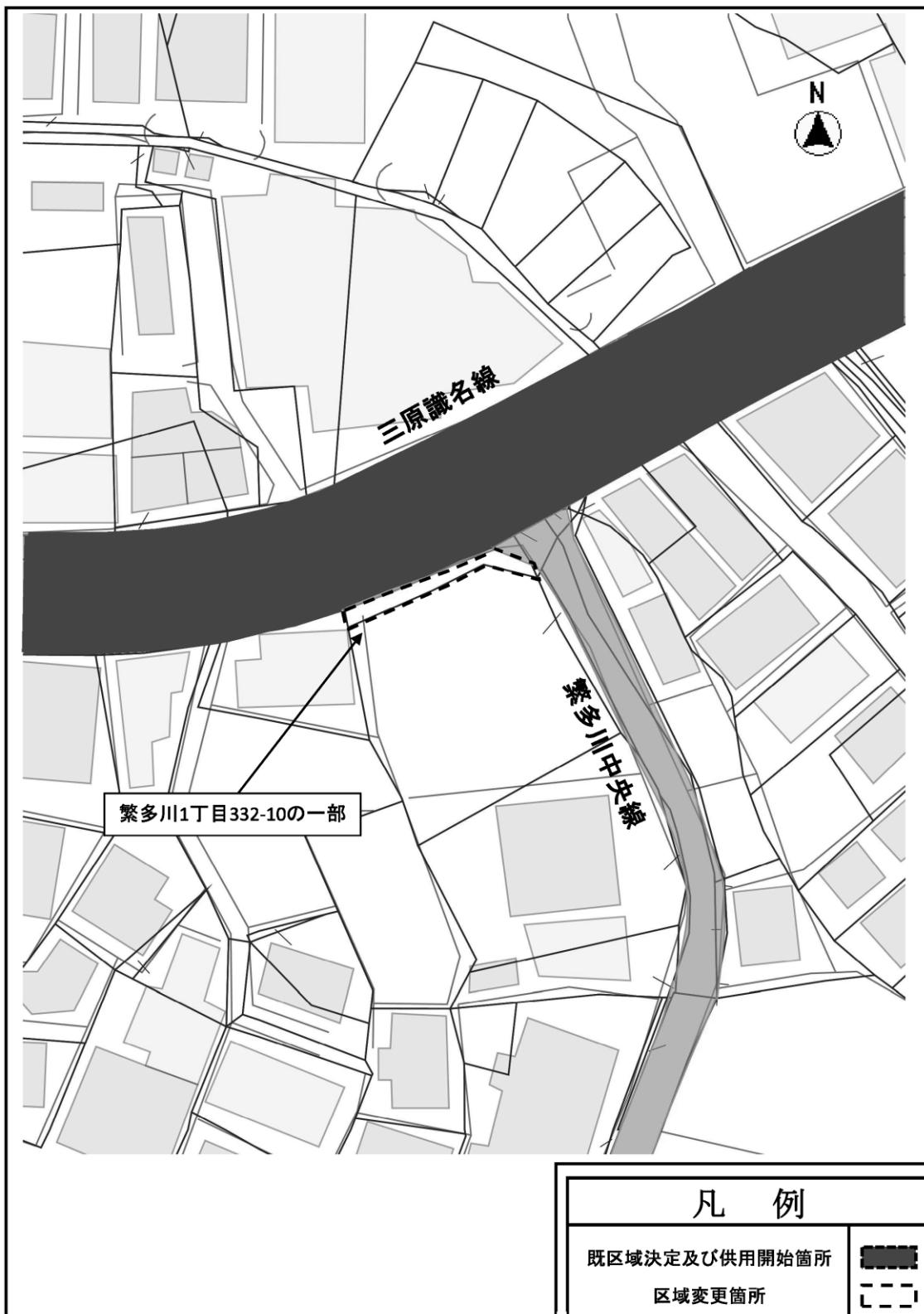
1. 区域変更する路線

整理番号	路線名	区間	延長(m)	幅員(m)	備考
2380	三原識名線	三原1丁目284番2号～字識名1064番1号	2,707.8	4.3～27.1	区域の追加

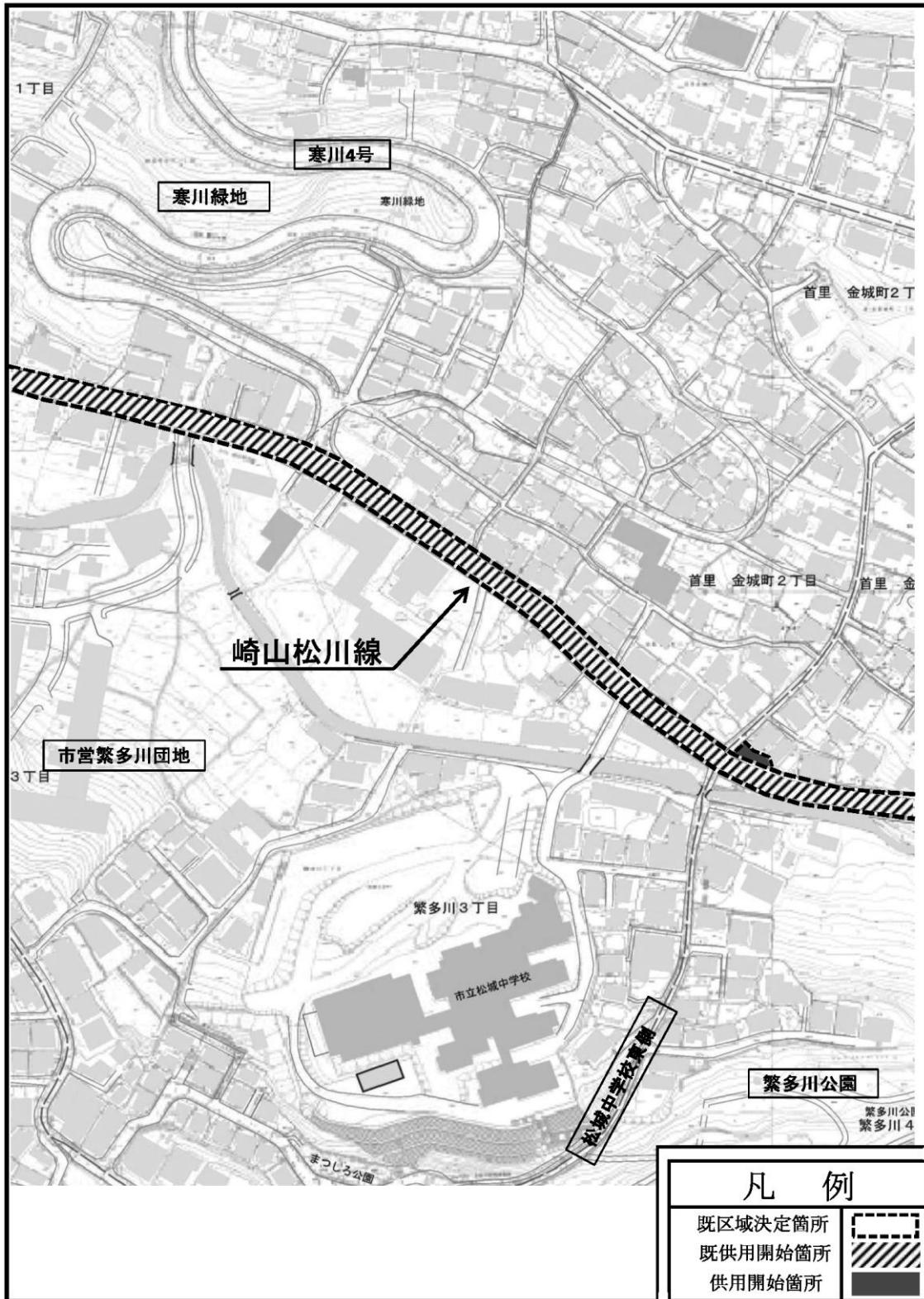
2. 供用開始する路線

整理番号	路線名	区間	延長(m)	幅員(m)	備考
13	崎山松川線	首里崎山町4丁目199番～松川2丁目11番	2,209.5	9.0～24.6	区域変更済
15	久米若狭線	久米2丁目4番7～若狭1丁目22番7	813.6	18.1～30.0	〃
117	識名繁多川線	字識名107番～字繁多川116番	1,015.3	6.7～32.0	〃
1025	小禄8号	字小禄148番～字小禄536番	346.7	3.8～15.4	〃
1427	赤平当蔵線	首里赤平町2丁目1番～首里当蔵町2丁目14番	415.2	3.7～16.9	〃

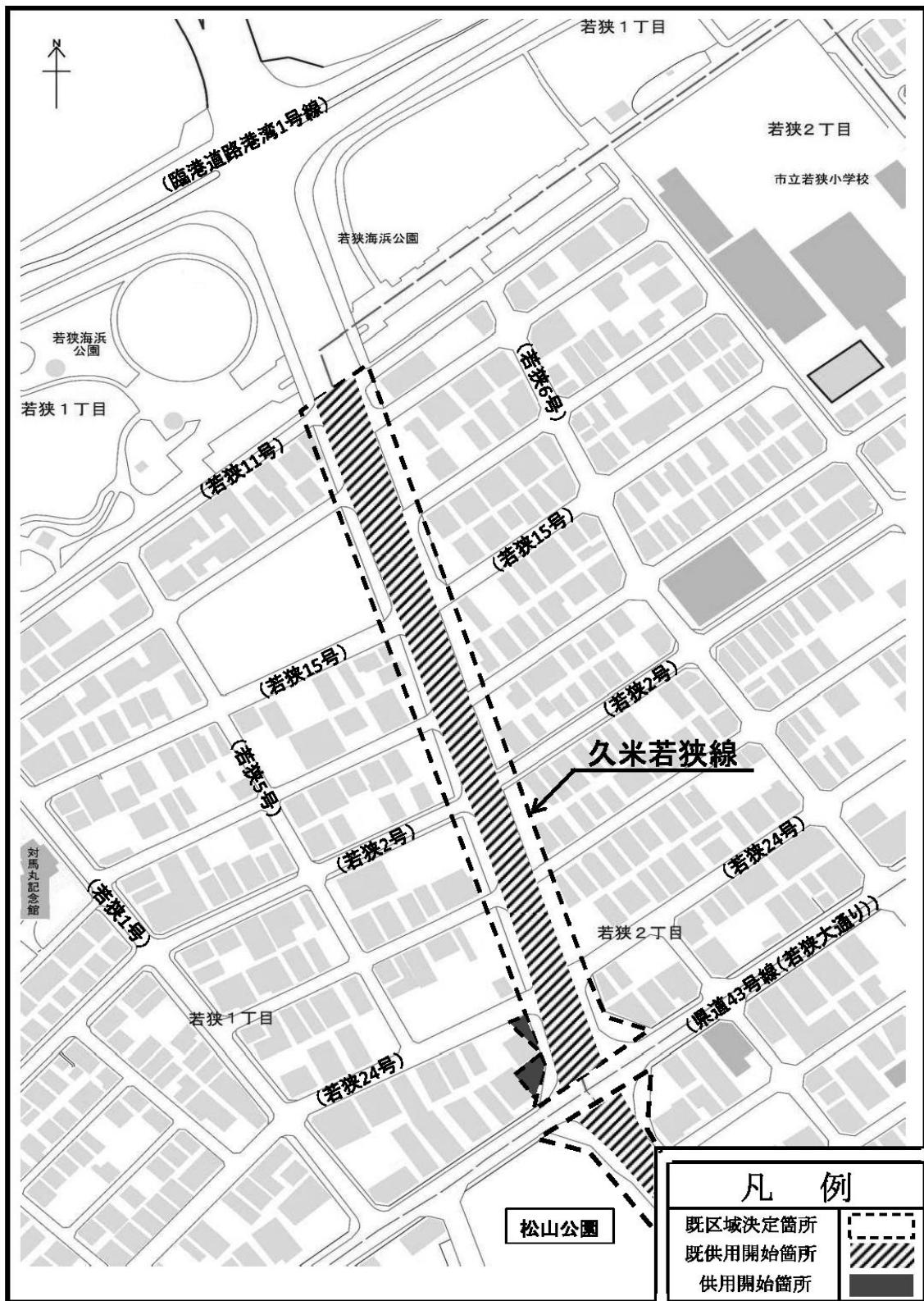
市道路線の区域変更位置図(参考図①)



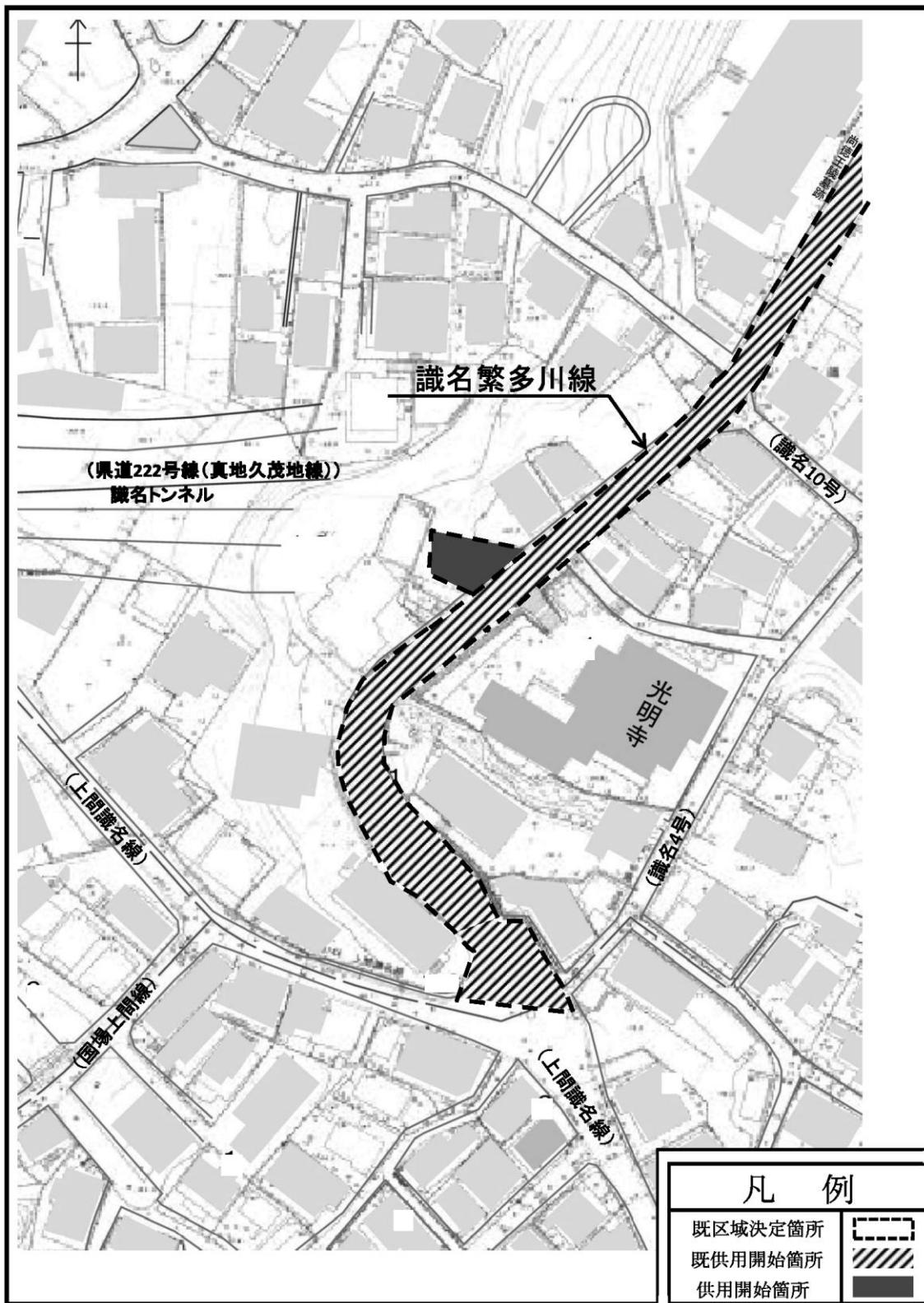
市道路線の供用開始位置図(参考図②)



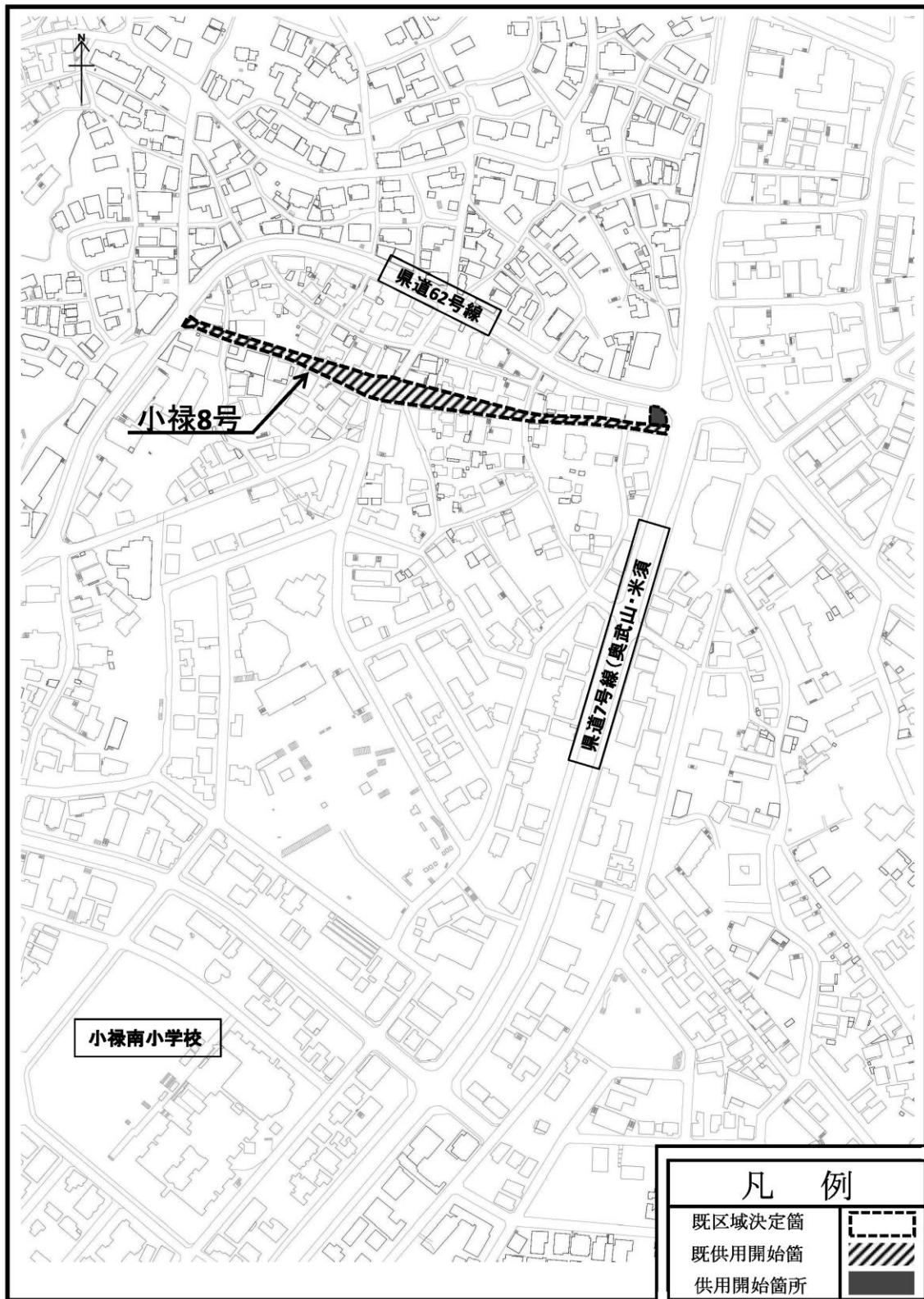
市道路線の供用開始位置図(参考図③)



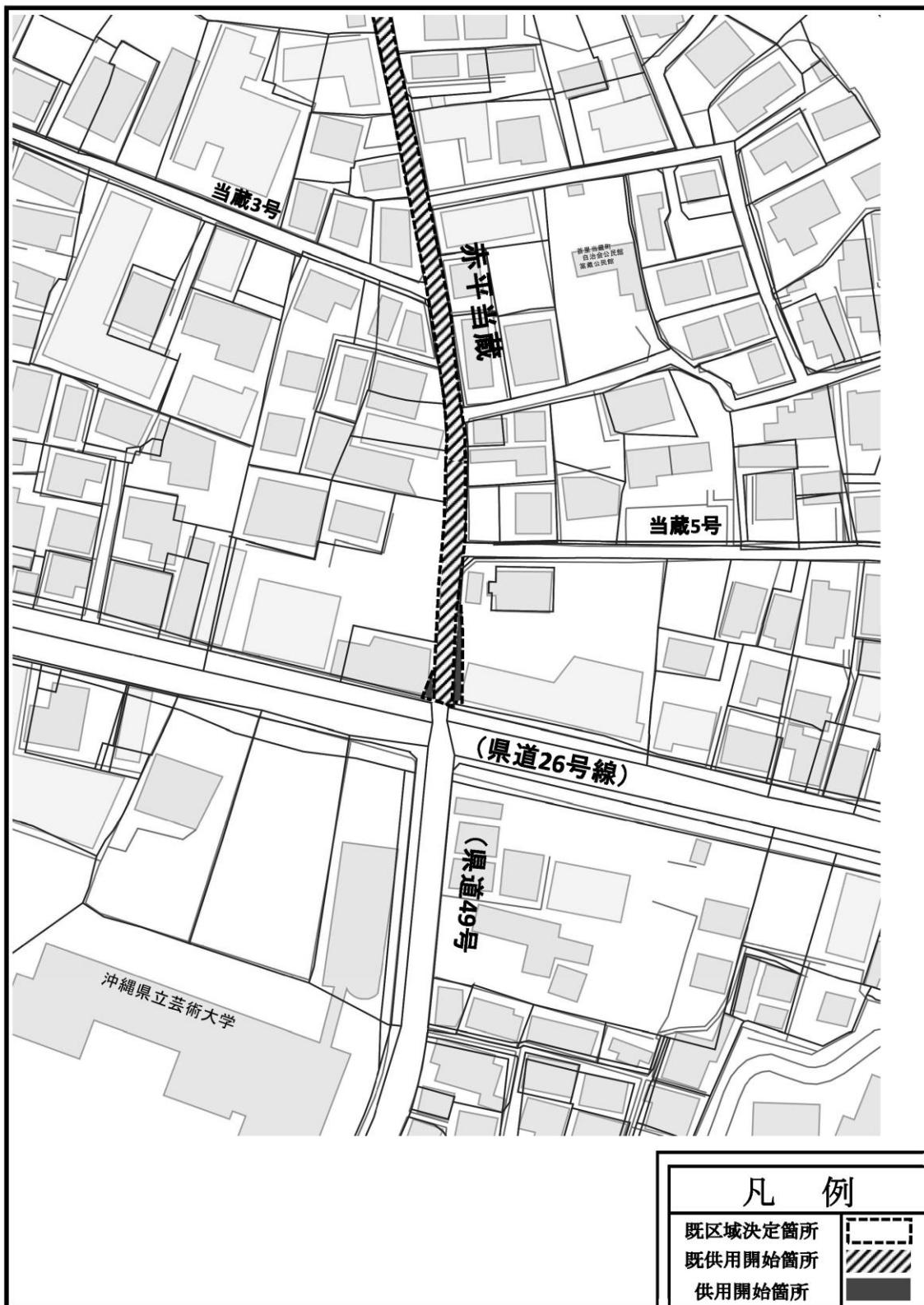
市道路線の供用開始位置図(参考図④)



市道路線の供用開始位置図(参考図⑤)



市道路線の供用開始位置図(参考図⑥)



那覇市告示第544号
令和7年3月19日
掲示済

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者の指定
について

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和7年2月那覇市議会定例会において同意されましたので、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

1 施設名

- (1) 那覇市パレット市民劇場
- (2) 那覇市民ギャラリー

2 指定管理者

那覇市久茂地1丁目1番1号
久茂地都市開発株式会社 代表取締役社長 我那覇 学

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

那覇市告示第2号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那覇市議会定例会で議決された令和6年度那覇市一般会計補正予算(第8号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和6年度那覇市一般会計補正予算(第8号)

令和6年度那覇市的一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,565,884千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185,654,094千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費の補正)
- 第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。
(債務負担行為の補正)
- 第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)
- 第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		54,946,077	998,634	55,944,711
	1 市民税	19,942,137	669,887	20,612,024
	2 固定資産税	28,089,901	△ 45,552	28,044,349
	3 軽自動車税	904,127	△ 1,721	902,406
	4 市たばこ税	4,846,309	395,696	5,242,005
	5 入湯税	32,790	△ 680	32,110

	6 事業所税	1,130,813	△ 18,996	1,111,817
2 地方譲与税		725,929	34,191	760,120
	2 特別とん譲与税	24,810	△ 1,326	23,484
	3 航空機燃料譲与税	189,268	35,517	224,785
3 利子割交付 金		8,014	4,785	12,799
	1 利子割交付金	8,014	4,785	12,799
4 配当割交付 金		101,900	15,279	117,179
	1 配当割交付金	101,900	15,279	117,179
5 株式等譲渡 所得割交付金		113,536	118,884	232,420
	1 株式等譲渡所得割 交付金	113,536	118,884	232,420
6 地方消費税 交付金		7,568,234	1,157,858	8,726,092
	1 地方消費税交付金	7,568,234	1,157,858	8,726,092
7 環境性能割 交付金		59,722	△ 4,867	54,855
	1 環境性能割交付金	59,722	△ 4,867	54,855
8 国有提供施 設等所在市町 村助成交付金		361,115	4,331	365,446
	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付金	361,115	4,331	365,446
9 地方特例交 付金		1,397,384	850	1,398,234
	2 新型コロナウイル ス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	0	850	850
10 地方交付 税		9,947,397	1,278,190	11,225,587
	1 地方交付税	9,947,397	1,278,190	11,225,587
11 交通安全 対策特別交付 金		40,000	△ 10,000	30,000
	1 交通安全対策特別 交付金	40,000	△ 10,000	30,000
12 法人事業 税交付金		767,002	98,173	865,175
	1 法人事業税交付金	767,002	98,173	865,175

13 分担金及び負担金		688,013	2,772	690,785
	2 負担金	688,012	2,772	690,784
14 使用料及び手数料		3,576,673	26,621	3,603,294
	1 使用料	2,843,046	31,510	2,874,556
	2 手数料	733,627	△ 4,889	728,738
15 国庫支出金		54,061,188	△ 390,065	53,671,123
	1 国庫負担金	41,424,288	698,307	42,122,595
	2 国庫補助金	12,541,925	△ 1,086,521	11,455,404
	3 委託金	94,975	△ 1,851	93,124
16 県支出金		20,021,551	151,005	20,172,556
	1 県負担金	10,044,686	314,221	10,358,907
	2 県補助金	9,209,903	△ 97,278	9,112,625
	3 委託金	766,962	△ 65,938	701,024
17 財産収入		944,662	△ 83,221	861,441
	1 財産運用収入	604,805	16,134	620,939
	2 財産売払収入	339,857	△ 99,355	240,502
18 寄附金		993,330	230,654	1,223,984
	1 寄附金	993,330	230,654	1,223,984
19 繰入金		7,899,808	△ 3,175,899	4,723,909
	1 特別会計繰入金	181,300	3,967	185,267
	2 基金繰入金	7,718,508	△ 3,179,866	4,538,642
20 繰越金		3,520,666	1,783,666	5,304,332
	1 繰越金	3,520,666	1,783,666	5,304,332
21 諸収入		2,437,329	16,743	2,454,072
	1 延滞金加算金及び過料	32,486	3,800	36,286
	2 市預金利子	163	3,460	3,623

	3 貸付金元利収入	256,347	△ 1,019	255,328
	4 受託事業収入	87,373	△ 4,344	83,029
	5 雜入	2,060,960	14,846	2,075,806
22 市債		13,908,680	△ 692,700	13,215,980
	1 市債	13,908,680	△ 692,700	13,215,980
	歳入合計	184,088,210	1,565,884	185,654,094

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		786,005	△ 18,127	767,878
	1 議会費	786,005	△ 18,127	767,878
2 総務費		15,351,635	2,835,243	18,186,878
	1 総務管理費	12,579,409	2,969,204	15,548,613
	2 徴稅費	1,264,868	△ 10,775	1,254,093
	3 戸籍住民基本台帳費	902,371	△ 3,936	898,435
	4 選挙費	442,186	△ 118,146	324,040
	5 統計調査費	50,380	△ 788	49,592
	6 監査委員費	112,421	△ 316	112,105
3 民生費		100,555,501	1,800,353	102,355,854
	1 社会福祉費	40,236,024	388,897	40,624,921
	2 児童福祉費	33,976,171	743,077	34,719,248
	3 生活保護費	26,343,305	668,379	27,011,684
4 衛生費		17,840,296	△ 477,681	17,362,615
	1 保健衛生費	13,930,944	△ 420,787	13,510,157
	2 清掃費	3,909,352	△ 56,894	3,852,458
5 労働費		38,136	△ 1,260	36,876
	1 労働諸費	38,136	△ 1,260	36,876
6 農林水産業費		536,896	△ 27,760	509,136

	1 農業費	72,171	△ 21,881	50,290
	2 林業費	43,901	△ 366	43,535
	3 水產業費	420,824	△ 5,513	415,311
7 商工費		1,391,689	△ 50,760	1,340,929
	1 商工費	1,391,689	△ 50,760	1,340,929
8 土木費		16,499,289	△ 898,651	15,600,638
	1 土木管理費	363,696	△ 46,027	317,669
	2 道路橋りょう費	1,750,111	△ 217,271	1,532,840
	3 港湾費	685,012	△ 912	684,100
	4 都市計画費	7,393,340	△ 183,843	7,209,497
	5 住宅費	6,307,130	△ 450,598	5,856,532
9 消防費		3,632,437	411	3,632,848
	1 消防費	3,632,437	411	3,632,848
10 教育費		15,938,143	△ 1,485,884	14,452,259
	1 教育総務費	2,723,929	△ 162,230	2,561,699
	2 小学校費	5,916,108	△ 635,416	5,280,692
	3 中学校費	2,664,313	△ 429,335	2,234,978
	4 社会教育費	1,995,593	△ 122,705	1,872,888
	5 保健体育費	2,638,200	△ 136,198	2,502,002
12 公債費		10,985,629	△ 110,000	10,875,629
	1 公債費	10,985,629	△ 110,000	10,875,629
歳出合計		184,088,210	1,565,884	185,654,094

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			55,946
	1 総務管理費		53,526
		令和6年度本庁舎照明改修事業	31,805

		市による防犯カメラ緊急整備事業	2,299
		(仮称)国宝等収蔵・展示施設整備事業	19,422
	2 徴稅費		2,420
		地理情報システム管理業務	2,420
3 民生費			377,060
	1 社会福祉費		165,427
		公私連携型認定こども園園舎建設補助事業	41,898
		老人福祉センター等改修事業	27,957
		真地市営住宅高齢者施設建設事業	83,775
		那覇市老人福祉センター等 LED 化事業	11,797
	2 児童福祉費		211,633
		老朽化保育所増改築等事業	162,651
		天妃こども園園舎建設事業(屋外環境整備)	33,553
		那覇市こども計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)策定業務	5,973
		給食配送車両買換え事業	9,456
4 衛生費			1,011
	1 保健衛生費		1,011
		出産・子育て応援事業	1,011
7 商工費			803
	1 商工費		803
		第一牧志公設市場外壁への防犯カメラ設置工事	803
8 土木費			2,261,538
	1 土木管理費		19,676
		狭あい道路整備事業	395
		那覇市都市防災総合推進事業(防災・安全)	17,281
		崖地防災対策事業	2,000
	2 道路橋りょう費		209,979
		道路台帳更新事業	6,336

		私道整備補助金	5,792
		里道整備事業	16,709
		街路樹維持管理事業	32,774
		道路雑草対策事業	140,870
		道路維持事業	3,123
		道路新設改良事業(単独)	4,375
	4 都市計画費		1,739,440
		首里金城村屋の維持管理	6,193
		総合公共交通の推進事業	14,289
		景観形成推進事業	1,298
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	1,259,502
		LRT 導入推進検討事業	43,159
		沖縄都市モノレール(株)貸付金	54,200
		街路整備事業(単独)	5,293
		モノレールインフラ等整備事業	129,107
		亜熱帯庭園都市の道路美化事業	35,339
		公園整備事業(沖縄振興公共投資交付金)	83,992
		公園整備事業(社会資本整備総合交付金)	42,761
		公園整備事業(単独)	11,231
		公園維持管理費	9,250
		公園施設長寿命化対策支援事業	30,888
	5 住宅費	花いっぱい運動推進事業	12,938
			292,443
		那覇市密集住宅市街地再生方針改定事業	9,687
		空家等対策推進事業	400
		那覇市住生活基本計画改定業務	11,473
		市営住宅ストック総合改善事業	100,125
		市営住宅維持管理費	132,352
		那覇市市営住宅ストック総合活用計画改定	12,309
		業務	

		市営住宅建替移転事業(補助金)	26,097
9 消防費			230,386
	1 消防費		230,386
		(仮称)識名出張所整備事業	85,995
		水難救助車整備事業	30,926
		消防局庁舎外壁等改修事業	111,585
		消防車両維持管理事業	1,880
10 教育費			2,886,477
	1 教育研究所費		50,160
		子どもの学習意欲を高めるためのICT環境整備事業	50,160
	2 小学校費		1,962,827
		小学校管理運営費	6,346
		小学校教材等整備費	4,364
		小学校環境整備事業(トイレ整備)	104,347
		小学校環境整備事業(屋内運動場照明整備)	10,741
		小学校施設ブロック塀対策事業	42,045
		小学校擁壁改修事業	22,495
		小学校空調設備改修整備事業	98,465
		小学校給水設備改修整備事業	17,292
		小学校バリアフリー化等施設整備事業	8,793
		松川小学校屋内運動場建設事業	928,782
		天妃小学校校舎建設事業	351,643
		石嶺小学校屋内運動場建設事業	230,785
		若狭小学校屋内運動場建設事業	134,747
		城西小学校長寿命化改良(予防改修)事業	1,982
	3 中学校費		548,339
		中学校環境整備事業(トイレ整備)	70,589

	中学校環境整備事業(屋内運動場照明整備)	12,373
	中学校施設ブロック塀対策事業	43,177
	中学校空調設備改修整備事業	76,293
	中学校給水設備改修整備事業	14,092
	中学校バリアフリー化等施設整備事業	101,837
	安岡中学校長寿命化改良(予防改修)事業	19,809
	寄宮中学校長寿命化改良(予防改修)事業	209,461
	神原中学校長寿命化改良(予防改修)事業	708
4 社会教育費		137,017
	社会教育施設老朽化抑制事業(塩害防止、長寿命化)(首里公民館・図書館)	11,100
	小禄南公民館・図書館高効率照明整備事業	799
	崇元寺跡保存整備事業	120,763
	那覇市内遺跡発掘調査	2,705
	「(仮称)字国場複合ビル」建設に係る埋蔵文化財発掘調査	1,650
5 保健体育費		188,134
	漫湖公園市民庭球場機能強化推進事業	117,132
	学校給食専用昇降機入替事業	35,200
	与儀小学校給食調理場改築事業	30,881
	真和志学校給食センター 改築事業	4,921
合計		5,813,221

2 変更

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費		33,915		73,670
			33,915		73,670
		コミュニティ供用施設整備事業(防衛交付金)	33,915	コミュニティ供用施設整備事業(防衛交付金)	73,670
8 土木費	2 道路橋りよう費		1,166,568		4,956,479
			217,307		458,350
		道路維持管理事業	33,308	道路維持管理事業	173,442
		路面修繕事業	30,000	路面修繕事業	36,517
		橋りよう長寿命化修繕事業	54,000	橋りよう長寿命化修繕事業	101,328
		交通安全施設整備事業(特交金)	49,999	交通安全施設整備事業(特交金)	28,500
		通学路交通安全対策事業	50,000	通学路交通安全対策事業	118,563
	4 都市計画費		335,959		767,712
		街路整備事業(公共投資交付金)	271,285	街路整備事業(公共投資交付金)	698,038
		民間活力を活かした公園活性化事業	64,674	民間活力を活かした公園活性化事業	69,674
	5 住宅費		613,302		3,730,417
		地域居住機能再生推進事業	613,302	地域居住機能再生推進事業	3,730,417
合 計			1,200,483		5,030,149

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
広報紙「市民の友」制作業務委託(秘書広報課)	令和6年度から 令和7年度まで	49,477
広報紙「市民の友」制作業務委託(折り込み紙)(ハイ サイ市民課)	令和6年度から 令和7年度まで	4,407
広報紙「市民の友」制作業務委託(折り込み紙)(環境 政策課)	令和6年度から 令和7年度まで	2,599
広報誌「市民の友」制作業務委託(折り込み紙)(福祉 政策課)	令和6年度から 令和7年度まで	2,184
広報紙「市民の友」制作業務委託(折り込み紙)(保護 管理課)	令和6年度から 令和7年度まで	2,217
道路維持管理業務委託(道路管理課)	令和7年度	3,521
道路路面清掃業務委託(道路管理課)	令和7年度	954
道路側溝清掃業務委託(道路管理課)	令和7年度	429
広報紙「市民の友」制作業務委託(折り込み紙)(議会 事務局 調査法制課)	令和6年度から 令和7年度まで	18,656
令和7年那覇市議会議員当選バッジの購入(議会事務局 庶務課)	令和6年度から 令和7年度まで	242

第4表 地方債補正

変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 社会福祉施設整備事業	186,700	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	161,300	補正前に同じ		
2 病院事業貸付金	8,097,900				8,017,200			
5 道路整備事業	215,600				142,600			
7 都市計画事業	583,800				606,600			
8 都市公園整備事業	155,200				168,500			
9 市営住宅建設事業	1,212,600				1,126,300			
10 消防施設整備事業	252,100				238,700			
11 教育施設整備事業	2,229,400				1,780,800			
13 まちづくり拠点施設整備事業	17,600				16,200			

那覇市告示第3号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那覇市議会定例会で議決された令和6年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和6年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算(第1号)

令和6年度那覇市の病院事業債管理特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33,420千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ491,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸収入		525,192	△ 33,420	491,772
	1 貸付金元利収入	525,192	△ 33,420	491,772
歳入合計		525,192	△ 33,420	491,772

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		525,192	△ 33,420	491,772
	1 公債費	525,192	△ 33,420	491,772
歳出合計		525,192	△ 33,420	491,772

那覇市告示第4号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那覇市議会定例会で議決された令和7年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和7年度那覇市一般会計予算

令和7年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ185,397,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、27,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 市税		58,869,165
	1 市民税	22,584,223
	2 固定資産税	28,958,458
	3 軽自動車税	938,605
	4 市たばこ税	5,262,973
	5 入湯税	33,458
	6 事業所税	1,091,448
2 地方譲与税		772,052
	1 自動車重量譲与税	365,235
	2 特別とん譲与税	23,273
	3 航空機燃料譲与税	227,932
	4 地方揮発油譲与税	112,291
	5 森林環境譲与税	43,321
3 利子割交付金		15,080
	1 利子割交付金	15,080
4 配当割交付金		104,676
	1 配当割交付金	104,676
5 株式等譲渡所得割交付金		201,448
	1 株式等譲渡所得割交付金	201,448
6 地方消費税交付金		8,778,308
	1 地方消費税交付金	8,778,308
7 環境性能割交付金		54,855
	1 環境性能割交付金	54,855
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		365,446
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	365,446
9 地方特例交付金		119,117
	1 地方特例交付金	118,553
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	564

10 地方交付税		10,130,204
	1 地方交付税	10,130,204
11 交通安全対策特別交付金		35,000
	1 交通安全対策特別交付金	35,000
12 法人事業税交付金		892,449
	1 法人事業税交付金	892,449
13 分担金及び負担金		640,177
	1 分担金	1
	2 負担金	640,176
14 使用料及び手数料		3,661,793
	1 使用料	2,944,329
	2 手数料	717,464
15 国庫支出金		55,482,601
	1 国庫負担金	45,045,319
	2 国庫補助金	10,341,658
	3 委託金	95,624
16 県支出金		21,023,370
	1 県負担金	10,517,739
	2 県補助金	9,691,757
	3 委託金	813,874
17 財産収入		1,355,001
	1 財産運用収入	647,747
	2 財産売払収入	707,254
18 寄附金		1,175,561
	1 寄附金	1,175,561
19 繰入金		7,745,229
	1 特別会計繰入金	3,067
	2 基金繰入金	7,742,162
20 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		2,421,468
	1 延滞金加算金及び過料	33,494

	2 市預金利子	8,128
	3 貸付金元利收入	318,790
	4 受託事業収入	134,798
	5 雜 入	1,926,258
22 市債		11,054,000
	1 市 債	11,054,000
歳 入 合 計		185,397,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 議会費		780,450
	1 議会費	780,450
2 総務費		15,662,036
	1 総務管理費	12,607,222
	2 徴稅費	1,348,506
	3 戸籍住民基本台帳費	974,512
	4 選挙費	390,324
	5 統計調査費	225,605
3 民生費	6 監査委員費	115,867
		101,429,324
	1 社会福祉費	36,954,736
	2 児童福祉費	37,881,622
	3 生活保護費	26,592,965
4 衛生費	4 災害救助費	1
		15,410,900
	1 保健衛生費	11,271,438
5 労働費	2 清掃費	4,139,462
		37,852
6 農林水産業費	1 労働諸費	37,852
		736,746
	1 農業費	78,243
	2 林業費	43,732

	3 水産業費	614,771
7 商工費		1,386,933
	1 商工費	1,386,933
8 土木費		16,438,214
	1 土木管理費	953,642
	2 道路橋りょう費	1,849,460
	3 港湾費	680,710
	4 都市計画費	7,759,977
	5 住宅費	5,194,425
9 消防費		4,214,413
	1 消防費	4,214,413
10 教育費		17,558,393
	1 教育総務費	2,750,325
	2 小学校費	4,153,608
	3 中学校費	3,252,497
	4 社会教育費	3,423,939
	5 保健体育費	3,978,024
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		10,941,385
	1 公債費	10,941,385
13 諸支出金		700,350
	1 公営企業貸付金	1
	2 市たばこ税県交付金	700,349
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		185,397,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
那覇市制施行105周年記念事業（市政功労章等の購入）（秘書広報課）	令和7年度から 令和8年度まで	3,783
AEDリモート監視システム利用契約（本庁舎）（管財課）	令和8年度	AEDリモート監視システム利用に係る経費のうち、前金払により支払う金額を差し引いた額
行政手続きオンライン化推進事業（企画調整課）	令和8年度から 令和10年度まで	13,362
那覇市ふるさとづくり寄附金事業（企画調整課）	令和7年度から 令和12年度まで	寄附金額の50%（消費税及び地方消費税を含む）
基幹系システムガバメントクラウド運用管理補助業務委託（国保・介護・後期区分）（情報政策課）	令和8年度から 令和11年度まで	33,396
基幹系システムガバメントクラウド運用管理補助業務委託（健康区分）（情報政策課）	令和8年度から 令和11年度まで	7,590
基幹系システムガバメントクラウド運用管理補助業務委託（保育・幼稚園区分）（情報政策課）	令和8年度から 令和11年度まで	7,590
基幹系システムガバメントクラウド運用管理補助業務委託（就学区分）（情報政策課）	令和8年度から 令和11年度まで	22,770
基幹系システムガバメントクラウド運用管理補助業務委託（滞納区分）（情報政策課）	令和8年度から 令和11年度まで	32,890
住基ネット統合端末16台賃貸借（情報政策課）	令和8年度から 令和12年度まで	18,386
納税催告センター運営事業（納税課）	令和7年度から 令和11年度まで	102,898
異動受付支援システムクラウドサービス利用契約（ハイサイ市民課）	令和8年度	2,957

那覇市ハイサイ市民課 窓口業務外部委託（ハイサイ市民課）	令和8年度から 令和10年度まで	799,030
統合端末メンテナンスリース 13台（ハイサイ市民課）	令和8年度から 令和12年度まで	15,503
申請書自動作成システムリース（ハイサイ市民課）	令和8年度から 令和11年度まで	5,279
スキャナーリース（ハイサイ市民課）	令和8年度から 令和9年度まで	254
RPAライセンス保守及び利用契約（ハイサイ市民課）	令和8年度	858
AEDリモート監視システム利用契約（首里、小禄、真和志）（ハイサイ市民課）	令和8年度	AEDリモート監視システム利用に 係る経費の うち、前金 払により支 払う金額を 差し引いた 額
AEDリモート監視システム利用契約（壺屋焼物博物館）（文化財課）	令和8年度	AEDリモート監視システム利用に 係る経費の うち、前金 払により支 払う金額を 差し引いた 額
AEDリモート監視システム利用契約（玉陵）（文化財課）	令和8年度	AEDリモート監視システム利用に 係る経費の うち、前金 払により支 払う金額を 差し引いた 額

AEDリモート監視システム利用契約（識名園） (文化財課)	令和8年度	AEDリモート監視システム利用に係る経費のうち、前金払により支払う金額を差し引いた額
AEDリモート監視システム利用契約（パレット市民劇場・市民ギャラリー）（文化振興課）	令和8年度	AEDリモート監視システム利用に係る経費のうち、前金払により支払う金額を差し引いた額
令和7年度那覇空港南側船揚場整備工事（商工農水課）	令和8年度	530,952
令和7年度那覇空港南側船揚場整備工事磁気探査業務委託（商工農水課）	令和8年度	74,258
令和7年度那覇空港南側船揚場整備工事現場技術業務委託（商工農水課）	令和8年度	22,746
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償（商工農水課）	令和8年度から 令和18年度まで	保証融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から、株式会社日本政策金融公庫等が補填する額を差し引いた額
家庭ごみ有料化 指定ごみ袋（環境政策課）	令和8年度	32,543
家庭ごみ有料化 キャッシュレス決済手数料（環境政策課）	令和8年度から 令和12年度まで	1,254
粗大ごみ等受付処理システム再構築事業・運用保守業務委託（クリーン推進課）	令和8年度から 令和12年度まで	27,212

塵芥収集車両購入事業（クリーン推進課）	令和7年度から 令和8年度まで	56,201
動物運搬用車両賃貸借契約（環境衛生課）	令和8年度から 令和12年度まで	1,571
緊急通報システム事業業務委託契約（ちやーがん じゅう課）	令和8年度から 令和10年度まで	11,661
相談支援事業（基幹相談支援センター機能強化事 業）（障がい福祉課）	令和7年度から 令和12年度まで	118,174
相談支援事業（障がい者相談支援事業）（障がい 福祉課）	令和7年度から 令和12年度まで	217,055
「なは障がい者プラン」策定事業（障がい福祉 課）	令和8年度	5,332
AI音声認識システムサービス利用契約（地域保健 課）	令和8年度	434
那覇市立病院建替え事業（保健総務課）	令和8年度	2,164,200
大道みらいこども園給食調理業務委託事業（こど も政策課）	令和8年度から 令和12年度まで	147,829
宇栄原みらいこども園給食調理業務委託事業（こ ども政策課）	令和8年度から 令和12年度まで	132,542
久場川みらいこども園給食調理業務委託事業（こ ども政策課）	令和8年度から 令和12年度まで	132,542
AEDリモート監視システム利用契約（こども政策 課）	令和8年度から 令和10年度まで	AEDリモー ト監視シス テム利用に 係る経費の うち、前金 払により支 払う金額を 差し引いた 額
Web口座振替受付サービス利用契約（こどもみら い課）	令和8年度から 令和10年度まで	2,541
那覇市母子生活支援センターさくら管理運営委託 料（子育て応援課）	令和7年度から 令和12年度まで	304,300
那覇市母子・父子福祉センター管理運営委託料 (子育て応援課)	令和7年度から 令和12年度まで	17,310
古波蔵児童館管理運営委託料（こども教育保育 課）	令和7年度から 令和12年度まで	78,310

AI音声認識システムサービス利用契約（こどもえがお相談課）	令和8年度	5,617
那覇市波の上ビーチ広場管理運営事業（公園管理課）	令和7年度から 令和12年度まで	25,500
那覇市立地適正化計画改定業務（都市計画課）	令和8年度	9,897
土木積算システム保守管理業務委託（道路建設課）	令和7年度から 令和12年度まで	13,867
土木積算システム保守管理業務委託（道路管理課）	令和7年度から 令和12年度まで	3,285
土木積算システム保守管理業務委託（公園建設課）	令和7年度から 令和12年度まで	5,566
土木積算システム保守管理業務委託（公園管理課）	令和7年度から 令和12年度まで	1,279
土木積算システム保守管理業務委託（建築工事課）	令和7年度から 令和12年度まで	4,288
石嶺市営住宅第7-1期建替事業（市営住宅課）	令和7年度から 令和10年度まで	4,545,297
真地市営住宅第2期建替事業（造成工事）（市営住宅課）	令和7年度から 令和8年度まで	60,372
安謝福祉複合施設消防設備改修事業（市営住宅課）	令和8年度	207,042
電柱共架に関する契約（市営住宅課）	令和8年度から 令和11年度まで	704
那覇市消防局寝具類賃貸借契約（消防局総務課）	令和7年度から 令和9年度まで	30,667
那覇市若狭公民館指定管理事業（生涯学習課）	令和7年度から 令和12年度まで	114,753
那覇市繁多川公民館指定管理事業（生涯学習課）	令和7年度から 令和12年度まで	114,506
繁多川図書館業務委託事業（生涯学習課）	令和7年度から 令和10年度まで	72,228
那覇市給付型奨学金事業（令和7年度採用者）（生涯学習課）	令和8年度から 令和13年度まで	32,772

人材育成支援センターまーいまーいNaha管理運営事業（生涯学習課）	令和8年度	AEDリモート監視システム及び館内LAN利用に係る経費のうち、前金払により支払う金額を差し引いた額
那覇市体育施設管理運営事業（市民スポーツ課）	令和7年度から 令和12年度まで	399,467
松川小学校長寿命化改良（予防改修）事業（実施設計）（施設課）	令和8年度	4,812
真嘉比小学校長寿命化改良（予防改修）事業（実施設計）（施設課）	令和8年度	7,989
石嶺中学校長寿命化改良（予防改修）事業（実施設計）（施設課）	令和8年度	12,289
松島中学校長寿命化改良事業（施設課）	令和8年度	991,346
土木積算システム保守管理業務委託（施設課）	令和7年度から 令和12年度まで	3,285
備品管理・予算執行システム再構築事業（学務課）	令和7年度から 令和12年度まで	19,030
学校給食調理業務委託事業（安謝学校給食センター）（学校給食課）	令和8年度から 令和12年度まで	195,668
学校給食調理業務委託事業（天久学校給食センター）（学校給食課）	令和8年度から 令和12年度まで	232,023
学校給食調理業務委託事業（古蔵学校給食センター）（学校給食課）	令和8年度から 令和12年度まで	207,966
学校給食調理業務委託事業（開南学校給食センター）（学校給食課）	令和8年度から 令和12年度まで	204,347
真和志学校給食センター改築事業（設計）（学校給食課）	令和8年度	40,842
学校ICT環境整備事業（GIGA）（教育研究所）	令和8年度	4,125
学校ICT環境整備事業（GIGA）端末更新（教育研究所）	令和7年度から 令和12年度まで	811,580
那覇市議会タブレット端末使用及び通信サービス利用契約（議会事務局庶務課）	令和8年度から 令和11年度まで	5,822

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 公立文化施設整備事業	308,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
2 庁舎建設事業	314,300			
3 庁舎整備事業	132,900			
4 社会福祉施設整備事業	130,200			
5 病院事業貸付金	5,192,200			
6 一般廃棄物処理事業	34,500			
7 農林水産事業	166,700			
8 道路整備事業	215,600			
9 交通事業	119,000			
10 都市計画事業	643,000			
11 都市公園整備事業	231,700			
12 市営住宅建設事業	713,000			
13 消防施設整備事業	427,200			
14 教育施設整備事業	2,425,700			
計	11,054,000			

那霸市告示第5号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那霸市議会定例会で議決された令和7年度那霸市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和7年度那霸市病院事業債管理特別会計予算

令和7年度那霸市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ791,602千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 諸収入		791,602
	1 貸付金元利収入	791,602
	歳入合計	791,602

歳 出 (単位:千円)

款	項	金額
1 公債費		791,602
	1 公債費	791,602
	歳出合計	791,602

那霸市告示第6号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那霸市議会定例会で議決された令和7年度那霸市一般会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和7年度那霸市一般会計補正予算(第1号)

令和7年度那霸市一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,370千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185,437,370千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		7,745,229	40,370	7,785,599
	2 基金繰入金	7,742,162	40,370	7,782,532
歳入合計		185,397,000	40,370	185,437,370

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		17,558,393	40,370	17,598,763
	5 保健体育費	3,978,024	40,370	4,018,394
歳出合計		185,397,000	40,370	185,437,370

那覇市告示第7号
令和7年4月1日

令和7年度那覇市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和7年度那覇市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）第18条第2項の規定により告示する。

那覇市長 知念 覚

令和7年度那覇市一般廃棄物処理実施計画

はじめに

1 計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条に基づき、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号。以下「条例」という。）及び「那覇市一般廃棄物処理基本計画」の方針に従って一般廃棄物の処理を実施するにあたり、ごみの発生・排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、及びし尿・浄化槽汚泥・ビルピット汚泥（し尿を含むものに限る）の処理に関する本年度の計画を定めるものである。

2 対象区域

本計画の対象区域は、那覇市内全域とする。（米軍基地を除く。）

3 計画の範囲

本計画において、本市が処理する一般廃棄物は、市内で発生するごみ及びし尿・浄化槽汚泥・ビルピット汚泥（し尿を含むものに限る）とする。また、ごみは、一般家庭の日常生活等から発生する「生活系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

4 計画期間

令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年3月31日まで

5 処理計画

区分	処理量	搬入施設
燃やすごみ	81,739 t	那覇・南風原クリーンセンター
燃やさないごみ (有害・危険ごみを含む)	1,987 t	那覇・南風原クリーンセンター
粗大ごみ	1,588 t	那覇・南風原クリーンセンター
資源化物	11,296 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設
適正処理困難物	168 t	エコマール那覇リサイクル棟・プラザ棟
拠点回収	8 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設
使用済小型電子機器	22 t	リネットジャパンリサイクル㈱
し尿・浄化槽汚泥・ビルピット汚泥（し尿を含むものに限る）	4,508 k1	那覇市し尿等下水道放流施設

1章 ごみ処理

1 ごみの発生・排出抑制、及び減量化・資源化計画

(1) 基本方針（4Rの推進）

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である4R（Refuse（リフューズ）：不要なものは断る、Reduce（リデュース）：減量する、Reuse（リユース）：再使用する、Recycle（リサイクル）：再生利用する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の促進のため次の取り組みを行う。

① 広報・啓発

マイバックの利用促進や、プラスチック容器包装の店頭回収の利用促進等、ごみの発生抑制及び減量化が促進されるよう広報・啓発を行い、市民のごみ問題への意識の高揚及び4Rの周知を図る。

② 環境教育（買い物ゲーム）

市内の小学校4年生を対象として、学校の授業でごみ減量体験型学習プログラムを実施することにより、ごみの減量化及び資源化に対する意識啓発を図り4Rを推進する。

③ 食品ロス削減に向けた広報・啓発

廃棄物の発生・排出抑制の観点から、食品ロス削減に関する広報・啓発を行い、市民及び事業者の食品ロス削減に対する意識の高揚を図る。

消費者の食品ロスの認知向上・取組促進のため、大規模事業所訪問時に食料品小売業者を対象に「てまえどり」の啓発を行う。

(2) ごみの減量化・資源化計画

① 生活系ごみ

ア ごみの分別

一般家庭のごみは、6区分14種類分別【燃やすごみ、燃やさないごみ（使用済小型電子機器（以下「小型家電」という。）・その他）、粗大ごみ、資源化物（缶・ガラスびん・ペットボトル・古紙・古布・草木）、有害・危険ごみ（有害ごみ・危険ごみ・乾電池）、廃スプリング入り製品】とし、分別の種類及び方法は「家庭ごみの正しい分け方・出し方（チラシ）において定めるものとする。

イ 雑がみの分別と資源化の推進

資源化物である雑がみの分別・資源化を促進し、ごみ減量の推進を図る。

ウ 生ごみの発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生・排出抑制や、ごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発による減量及び資源化の推進を図る。

エ 家庭ごみ有料化制度の実施

市が収集する生活系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの処理を有料化することで、市民のごみを排出する際のコスト意識の啓発を図り、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

オ 適正処理困難一般廃棄物の処理について

条例第20条及び同規則第2条により指定した適正処理困難物は、製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理を推進する。

適正処理困難物のうち、廃スプリング入りマットレスや廃スプリング入りソファー等（以下「廃スプリング入り製品」という。）については、国による適正処理ルートが確立されるまでの間、市で収集及び処理を行うが、当該処理に係る費用は原則、排出者の全額負担とする。

カ 拠点回収事業

家庭から排出される資源化物のうち、無断持ち去りが発生している缶・古紙について、拠点回収する地域の団体に対し奨励金を交付することにより、資源化物の無断持ち去りを防止し、民間団体の資源化活動を促進させ、ごみの減量及び資源化の推進を図る。

キ 店頭回収の推進

食品トレー等の容器包装については、店頭回収を実施しているスーパー・マーケット等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、販売事業者による資源化を促進する。

ク 広報・啓発

（ア）市で収集するごみについて

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）を作成し、全戸配布するとともに、市外からの転入者には、より詳細な「家庭用ごみ分別の手引き」（パンフレット）も配付する。

（イ）市で収集・処理しないごみについて

次に掲げる品目がごみとなった場合は、市での収集・処理を行わないが、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図るものとする。

a 特定家庭用機器再生商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、及びエアコン）

b パソコン

c リサイクルシステムが構築されているボタン電池、充電式電池、消火器、オートバイ等

（ウ）宅配便回収について

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社（認定第24号）が実施する小

型家電の自宅からの宅配便回収について、制度の周知を図り、パソコンその他の小型家電の再資源化の促進を図る。

ケ 自己リフォームに伴うごみの持ち込みについて

自己リフォーム（自ら行う自宅のリフォームや修繕等であって、建築物石綿含有建材調査者による事前調査の結果、石綿が含有していないことが判明している場合に限る）により排出されるごみの持ち込みについては、原則、事前受付制とし、一般廃棄物として判断されたものについては、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

なお、廃棄物区分の判断に際しては必要に応じ排出場所等の現場調査を実施する。

コ 地域清掃について

自治会、ボランティア団体、NPO等が実施する地域清掃（道路ボランティア含む）によるごみについては、一般家庭のごみに準じた分別区分とし、収集を実施する。

サ 草木の例外処理について

台風・大雨等により資源化が困難な草木については、資源化の対象とせず、焼却処理を行う。

② 事業系ごみ

ア ごみの分別

事業所ごみは、法第2条第2項に規定する一般廃棄物の範囲内において、2区分5種類分別【燃やすごみ（資源化できない紙類・生ごみ（以下「食品残渣」という。）・木製品）、資源化物（古紙・草木）】とし、「事業系ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。ただし、従業員の生活活動に伴い排出されるプラスチック製容器包装は燃やすごみとして、缶、ガラスびん、ペットボトルは資源化物として、分別し排出することができるものとする。

イ 事業系古紙の分別と資源化の推進

事業系古紙（機密文書及び雑がみを含む）は、分別及び資源化を推進するとともに、資源化が可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

ウ 草木の分別と資源化の推進

事業活動に伴い発生する草木は、分別及び資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

エ 食品ロスの発生・排出抑制と食品残渣の減量化・資源化の推進

食品廃棄物の発生・排出抑制に係る取組みとして、市内の飲食店や宿泊施設、食品小売店等を対象とした、「那覇市おいしい食べきり協力店」登録制度を推進し、登録事業者の協力を得て食品ロス削減へ向けた啓発を実施する。

食品残渣として排出する場合は、水切りの徹底等による減量化を啓発するとともに、食品リサイクルを推進するため、食品循環資源の再

生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の取り組み義務の対象とならない事業者に対しても、飼料化又は肥料化等の再生利用事業者の紹介を行い、資源化の促進を図る。

飲食店の食品ロスの削減及び食品ロスの削減に対する市民意識の向上を図ることを目的に、フードシェアリングサービスに関する情報発信等を行う。

オ 事業所訪問

大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書の作成指導を継続し、個別訪問による分別状況の把握及び適正処理の指導を徹底とともに、その他の事業所についても必要に応じ訪問調査等により実態把握を行い、適正処理の指導を行うことにより事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

カ 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的に実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。

キ 資源化物処理ルートの維持

再生利用が可能な食品残渣及び草木については、当該品目限定の一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という）の維持を図り、当該許可業者の搬入施設での再生処理を行うことを推奨することにより、ごみの減量・資源化を推進する。

ク 広報・啓発

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「事業系ごみの分け方・出し方」（チラシ）及び「事業系ごみ適正処理の手引き」（パンフレット）を作成し、各事業所への配付を行う。

ケ 自己リフォームに伴うごみの持ち込みについて

自己リフォーム（事業者が自ら行う事務所等のリフォームや修繕等であって、建築物石綿含有建材調査者による事前調査の結果、石綿が含有しないことが判明している場合に限る）により排出されるごみの持ち込みについては、原則、事前受付制とし、一般廃棄物として判断されたものについて、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

なお、廃棄物区分の判断に際しては必要に応じ排出場所等の現場調査を実施する。

コ 事業所から排出される缶・ガラスびん・ペットボトルの排出区分の適正化

事業活動に伴い排出される缶類・ガラスびん・ペットボトルについては、廃棄物処理法第2条の規定に従い、産業廃棄物に区分し再生処理を推奨し、エコマール那覇リサイクル棟への搬入を禁止する。

2 収集・運搬計画

（1）ごみ区分ごとの収集・運搬量（単位：トン）

① 計画収集

ア 生活系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直営	那覇・南風原クリーンセンター	6,666
	委託業者		33,450
	直接持込		8,283
	許可業者		7,692
	市民		591
燃やさないごみ (有害・危険ごみ含む)	直営	那覇・南風原クリーンセンター	294
	委託業者		1,268
	直接持込		426
	許可業者		297
	市民		129
粗大ごみ	直営	那覇・南風原クリーンセンター	145
	委託業者		802
	直接持込・市民		642
資源化物	直営	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設	1,856
	委託業者		8,045
	直接持込		1,180
	許可業者		938
	市民		242
適正処理困難物 (廃スプリング入り製品)	直営	エコマール那覇リサイクル棟・プラザ棟	17
	委託業者		109
	直接持込		41
	許可業者		11
	市民		31

イ 事業系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直接持込	那覇・南風原クリーンセンター	33,340
	許可業者		33,128
	事業者		212
資源化物 (古紙・草木を除く)	直接持込	エコマール那覇リサイクル棟	215
	許可業者		215

(2) その他（直接資源化等）

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
資源化物 (缶、古紙)	拠点回収	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設	8
小型家電 (パソコンを含む)	宅配便回収	リネットジャパンリサイクル㈱（小型家電リサイクル法認定事業者 認定第24号）	22

(2) 収集・運搬方法

①生活系ごみ

- ア 生活系ごみは、直営と委託業者により市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。なお、定日収集により難い一部の集合住宅等については、許可業者が収集する。
- イ 一戸建て世帯は各家庭の門口で収集し、団地・アパート等の場合は敷地内の所定の場所で収集する。
- ウ 分別されたごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源化物、有害ごみ、危険ごみ及び乾電池については、定日収集により行う。粗大ごみ及び廃スプリング入り製品は電話等受け付けにより収集日を指定する。
- 収集するごみの種類及び収集日等については、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(チラシ)において定めるものとする。
- エ ごみの持ち込みとは、市民自ら車両を運転し、又は市民から委託を受けた許可業者が、ごみを中間処理施設へ搬入することをいう。
- オ 引っ越し等により多量に排出された、ごみの持ち込みは、事前に那覇・南風原クリーンセンターへ電話受付するものとする。
- カ 事業の用に供さない空き家及び空き地、墓地等の清掃に伴う草木は、市民がエコマール那覇リサイクル棟へ直接持ち込む、又は許可業者へ委託若しくは自己処理（各自で家庭へ持ち帰り、分別をして出す等の対応）するものとする。
- キ 在宅医療系廃棄物のうち非鋭利な物については、平成17年9月8日付け環廃対発050908003号・環廃産発050908001号の環境省通知を踏まえ、安全に取り扱うことができ、感染の可能性が低いものについては、市が生活系ごみとして処理する。
- ク 市民が排出した資源化物を無断で持ち去ることを禁止し、当該行為を行う者に対し、行政指導及び行政処分を科すことで、適正な定日収集を推進する。

- ケ 地域清掃によるごみについては、電話受け付けにより収集日を指定する。
- コ 廃スプリング入り製品は、エコマール那覇プラザ棟において選別・一時保管を行い、スプリングを除いた選別残渣は那覇・南風原クリーンセンターへ搬入する。

②事業系ごみ

事業活動に伴って生じる事業系ごみは、法第3条及び条例第3条に基づき、事業者自ら処理するか、又は、許可業者へ委託して適正に処理しなければならない。

(3) 収集・運搬体制

①生活系ごみ

ア 定日収集

生活系ごみの定日収集は、9つの区域に分け、直営及び次の委託業者で行う。

名称	代表者名	所在地
(有)那覇クリーンサービス	大城 聰	那覇市港町 2-13-14
(有)那覇東クリーン	仲宗根 朗	那覇市首里汀良町 3-69-4
(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

イ 定日収集により難い一部の集合住宅等の収集

定日収集により難い一部の集合住宅等の収集については、許可業者で行う。(別紙1 許可業者一覧を参照)

ウ アシスト収集

ごみを門口まで持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある方に対し、戸別訪問による収集を実施する。

②事業系ごみ

事業者自ら運搬するか、又は、許可業者へ委託して行う。

(別紙1 許可業者一覧を参照)

3 中間処理計画

(1) 基本方針

衛生的で安全・快適な生活環境を保つためには、安定的かつ安心して処理できる体制の整備が必要である。また、焼却に伴う熱エネルギーの積極的な回収利用を図るとともに、焼却残渣を資源化する。

(2) 処理方法

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池及び廃スプリング入り製品の選別残渣については、那覇市と南風原町で組織する「那覇市・南風原町環境施設組合」の那覇・南風原クリーンセンター

において処理する。

資源化物はエコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設において処理又は直接資源化を行う。

那覇・南風原クリーンセンターにおいては、破碎選別施設で鉄・アルミの選別して資源化を行うほか、焼却処理後に焼却灰の資源化を行い、最終処分量の減量化を図る。

(3) 処理施設

施設区分	中間処理施設（委託含む）	備考
ごみ処理施設	施設名 那覇・南風原クリーンセンター	ごみの焼却により発電を行い、施設内の電力をまかない、余剰電力は売却する。
	所在地 沖縄県島尻郡南風原町字新川 650	
	開設 平成 18 年 4 月	
	炉形式 全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラー付)、電気式灰溶融炉設備、破碎選別設備	
	焼却能力 450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉)	
	破碎選別 39 t / 5H (粗大ごみ 6 t / 5H、不燃ごみ 33 t / 5H)	
	処理対象 燃やすごみ(廃スプリング入り製品の選別残渣含む)、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池	
資源化施設	発電容量 8,000kw	古紙は、市長の指定する民間資源化施設へ直接搬入する。
	施設名 エコマール那覇リサイクル棟	
	所在地 沖縄県島尻郡南風原町字新川 655	
	開設 平成 23 年 4 月	
	主要設備 プラットホーム、供給コンベア、破集破袋、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機器	
	処理能力 53 t / 日	
	処理対象 缶、ガラスびん、ペットボトル、古布、草木	

4 最終処分計画

那覇・南風原クリーンセンターでの中間処理において、資源化物を回収・生成した後に出る処理飛灰・溶融不適物・溶融処理残渣等については、海面最終処分場にて埋立て処理し、処分場内の海水は環境に負荷が少ないよう余水処理施設にて処理する。余水処理施設で処理したきれいな水は外海へ放流する。

最終処分施設

施設名	那覇エコアイランド
所在地	那覇市港町4-3-6 の地先
敷地面積	約2.7ha
埋立容量	約107,000 m ³
水処理施設 処理能力	90 m ³ ／日
処理方式	流入調整+第1凝集沈殿処理(カルシウム凝集)+生物処理(硝化・脱窒・再ばつ氣)+第2凝集沈殿処理+高度処理(砂ろ過・活性炭吸着)+消毒放流設備
護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

2章 し尿、浄化槽汚泥及びビルピット汚泥(し尿を含むものに限る)処理

し尿、浄化槽汚泥、及びビルピット汚泥(し尿を含むものに限る)について、許可業者による収集・運搬体制をとり、那覇市し尿等下水道放流施設において中間処理を行う。浄化槽汚泥については、浄化槽法第35条第1項の規定に基づき市長が許可した浄化槽清掃業者による定期的な衛生管理を推進する。

1 し尿・浄化槽汚泥量

単位: k l

区分	搬入施設	搬入量
し尿		1,338
浄化槽汚泥		2,970
ビルピット汚泥(し尿を含むものに限る)	那覇市し尿等下水道放流施設	200

2 収集運搬計画

(1) 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可番号	会社名	代表者名	住所地
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可番号	会社名又は氏名	代表者名	住所地
2	大城 秀吉		八重瀬町字後原 1129
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

3 中間処理計画

施設名	那覇市し尿等下水道放流施設
所在地	沖縄県浦添市伊奈武瀬 1-5-11
面積	敷地面積：2,249 m ² 、建築面積：548 m ² 、延床面積 1,300 m ²
処理方式	前処理・固液分離・希釀下水道放流方式
処理能力	32kl/日（し尿・浄化槽汚泥：24kl、下水道清掃汚泥：8kl）

別紙1 許可業者一覧 (1章ごみ処理 2収集・運搬計画 関連)

本市の一般廃棄物処理業の適切な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう、本計画の対象区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者への事業の影響を考慮した結果、本計画期間内におけるごみの処理量に対する収集・運搬体制のうち、許可業者は下表のとおりとする。

1 ごみ

許可番号に続いて付されている「●・◆・★」は、それぞれ次の許可又は取扱いが可能であることを示している。

●印は草木の許可を受けていること。

◆印は食品残渣の許可を受けていること。

★印は特定家庭用機器の取扱いが可能であること。

個人 12 業者

許可番号	氏名	所在地	許可番号	氏名	所在地
5	祖平 愛也	那覇市具志3-32-26	28	兼濱 康喜	那覇市宇国場 254-1
10	上原 直美	那覇市首里末吉町4-5-1	32●	伊良波 哲	宜野湾市赤道 2-11-24
11	上原 正和	那覇市具志3-12-3	35	伊佐 真亜	那覇市首里鳥堀町4-130-1
17	大城 尋光	浦添市宮城6-10-5	37	上原 民智	那覇市首里石嶺町2-52
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚176-4	64	福里 清	那覇市首里石嶺町2-65
23	城間 美佐江	那覇市松島1-9-21	65	金城 隆幸	浦添市伊祖3-9-17

法人 37 社

許可番号	会社名	代表者名	所在地
1●	(有)宮國清掃	宮國 勝博	浦添市字前田862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稻嶺1450
3★	株ゆい清掃	友利 清子	那覇市首里末吉町3-120-30
6●	株クリーンアップ福	仲眞 典子	那覇市首里大名町2-91
7	(同)司クリーンサービス	大城 瞳子	那覇市港町2-2-3
8●★	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良28

9	株首里クリーンサービス	佐久川 政則	那霸市首里山川町 2-107
19	(同)マツバラ	松原 秀明	那霸市字松川 524-1
20	株栗國清掃	栗國 文武	浦添市字経塚 811-60
21	株廣	根間 良明	浦添市伊祖 1-22-3
22●	株タマキクリーン	仲村 孝枝	南城市大里字高平 131-18
24●	株SUNクリーン	金城 通夫	西原町字幸地 798-3
26	株玉城清掃	玉城 正	南城市大里字大里 807
27	(同)花城クリーン	花城 利彦	那霸市古波藏 2-18-3
31●★	(有)三友	金城 和良	那霸市樋川 2-16-9
33●	(有)那霸相互清掃	梅本 美秋	那霸市上間 185-6
34●★	(有)丸友産業	友利 俊雄	那霸市字仲井真 321-4
39	株令和環境	宮城 みゆき	南城市大里字大里 1770-1
40	株大輪産業	根間 大輔	那霸市古島 1-7-31
43	株タナハラ	棚原 敏彦	豊見城市字座安 301 番地
47	株沖縄ちゅらコネクト	新里 靖美	南城市大里字大里 1624
49	株タイホウエコクリーン	根間 正明	那霸市真嘉比 2-20-2
50	株共栄環境	下田 美智代	南風原町字大名 107-1
51	株カワカミ	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
53●	株吉浜クリーン開発	吉浜 克之	那霸市松川 2-11-15
54	(同)エコライフ	前門 奈美	那霸市南風原町字津嘉山 1455
55●★	(同)ちゅらエコクリーン	普天間 里恵子	南城市大里字高平 722-5
56●★	吉浜エコサービス株	垣花 秀樹	豊見城市与根 210-4
58	(有)那霸環境サービス	山入端 弾	糸満市西崎町 5-5-7
59●◆★	株沖縄公衆衛生	城間 久美子	那霸市字鏡水 150
60	(同)ヒロケン	上田 長廣	浦添市字大平 374
61●★	株やすもと	川畑 拓也	浦添市字経塚 811-51
62●★	株タイラ産業	平良 夏毅	豊見城市字金良 12
63●	株光環境サービス	銘苅 茂光	南城市大里字古堅 1011-3
66	(有)都市清掃社	西村 清也子	島尻郡八重瀬町字友寄 41-1
67◆	資協和	照喜名 悟	那霸市長田 1-15-18
68●	友平衛生社(有)	友利 久雄	豊見城市字金良 99-4

2 品目限定許可

(1) 自衛隊基地から排出される草木 1社

許可番号	会社名	代表者名	所在地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3

(2) 自衛隊基地及び事業者から排出される草木 5社

許可番号	会社名 又は 氏名	代表者名	所在地
109	株グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根 489-2
110	株とみしろ建材	知念 徹	豊見城市字高安 558-8
112	街クリーン株	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
114	株美玉開発	照屋 一盛	那覇市字仲井真 356-1
115	株沖縄クリーン工業	前田 裕樹	那覇市久茂地 3-16-8

(3) 食品残渣 法人 6社

許可番号	会社名 又は 氏名	代表者名	所在地
112	街クリーン株	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
121	株グリーンエイト	諸見里 真由	八重瀬町字具志頭 1364
122	(資)オキスイ	宮城 建太	沖縄市知花 6-23-7
126	(有)あらぐさ	前田 亘	八重瀬町字宣次 218-1
128	(有)沖縄化製工業	岸本 勇	南城市大里字大城 1927
129	(有)東産業	東恩納 幹	八重瀬町字新城 881

(4) 廃スプリング入り製品 1社

許可番号	会社名	代表者名	所在地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3

那霸市告示第8号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那霸市議会定例会で議決された令和6年度那霸市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和6年度那霸市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)

令和6年度那霸市の介護保険事業特別会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ647,774千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,464,033千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 介護保険料		6,014,516	△172,483	5,842,033
	1 介護保険料	6,014,516	△172,483	5,842,033
2 使用料及び手数料		2,573	△168	2,405
	1 手数料	2,573	△168	2,405
3 国庫支出金		7,426,610	△192,267	7,234,343

	1 国庫負担金	5,199,261	△75,281	5,123,980
	2 国庫補助金	2,227,349	△116,986	2,110,363
4 支払基金交付金		7,832,971	△94,968	7,738,003
	1 支払基金交付金	7,832,971	△94,968	7,738,003
5 県支出金		4,371,853	△332,355	4,039,498
	1 県負担金	3,799,037	△37,547	3,761,490
	3 県補助金	572,815	△294,808	278,007
6 財産収入		72	2,728	2,800
	1 財産運用収入	72	2,728	2,800
7 繰入金		5,664,611	137,728	5,802,339
	1 他会計繰入金	5,209,680	△163,122	5,046,558
	2 基金繰入金	454,931	300,850	755,781
9 諸収入		4,367	4,011	8,378
	1 延滞金、加算金及び過料	1,319	326	1,645
	2 雜入	3,048	3,685	6,733
歳入合計		32,111,807	△647,774	31,464,033

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 総務費		1,036,054	△296,309	739,745
	1 総務管理費	655,859	△288,255	367,604
	2 徴収費	43,411	△2,616	40,795
	3 介護認定審査会費	336,784	△5,438	331,346
2 保険給付費		27,687,070	△345,702	27,341,368
	1 介護サービス等諸費	27,057,485	△339,877	26,717,608
	2 介護予防サービス等諸費	596,246	△6,878	589,368
	3 その他諸費	33,339	1,053	34,392
4 基金積立金		829,141	2,733	831,874
	1 基金積立金	829,141	2,733	831,874

5 地域支援事業費		2,082,034	△7,917	2,074,117
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,044,925	△4,159	1,040,766
	2 一般介護予防事業費	149,422	△784	148,638
	3 包括的支援事業・任意事業費	883,594	△3,357	880,237
4 その他諸費		4,093	383	4,476
6 諸支出金		474,670	△73	474,597
	1 償還金及び還付加算金	304,127	△102	304,025
	2 繰出金	170,543	29	170,572
7 公債費		2,837	△506	2,331
	1 公債費	2,837	△506	2,331
歳出合計		32,111,807	△647,774	31,464,033

第2表 債務負担行為

単位：千円

事項	期間	限度額
広報紙「市民の友」制作業務委託（折り込み紙）（ちやーがんじゅう課）	令和6年度から 令和7年度まで	2,230

那霸市告示第9号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那霸市議会定例会で議決された令和7年度那霸市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和7年度那霸市介護保険事業特別会計予算

令和7年度那霸市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,487,918千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期限及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位:千円

款	項	金額
1 介護保険料		6,451,215
	1 介護保険料	6,451,215
2 使用料及び手数料		2,104
	1 手数料	2,104

3 国庫支出金		7,532,788
	1 国庫負担金	5,371,054
	2 国庫補助金	2,161,734
4 支払基金交付金		8,049,908
	1 支払基金交付金	8,049,908
5 県支出金		4,215,010
	1 県負担金	3,928,534
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	286,475
6 財産収入		4,884
	1 財産運用収入	4,884
7 繰入金		5,229,070
	1 他会計繰入金	5,229,069
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		2,936
	1 延滞金、加算金及び過料	1,383
	2 雜入	1,553
10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		1
	1 予防給付費収入	1
歳入合計		31,487,918

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		767,054
	1 総務管理費	394,899
	2 徴収費	47,722
	3 介護認定審査会費	324,433

2 保険給付費		28,614,116
	1 介護サービス等諸費	27,940,690
	2 介護予防サービス等諸費	637,671
	3 その他諸費	35,755
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		4,879
	1 基金積立金	4,879
5 地域支援事業費		2,083,589
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,046,863
	2 一般介護予防事業費	149,165
	3 包括的支援事業・任意事業費	883,084
	4 その他諸費	4,477
6 諸支出金		15,052
	1 償還金及び還付加算金	15,051
	2 繰出金	1
7 公債費		3,227
	1 公債費	3,227
歳出合計		31,487,918

第2表 債務負担行為

単位：千円

事項	期間	限度額
納付通知書等印刷加工（名寄せ）業務委託（ちやーがんじゅう課）	令和8年度から 令和10年度まで	2,636
緊急通報システム事業業務委託契約（シルバーハウジング）（ちやーがんじゅう課）	令和8年度から 令和10年度まで	4,452
第10次なは高齢者プラン策定事業（ちやーがんじゅう課）	令和8年度	7,667
短期集中地域リハビリ教室事業業務委託契約（ちやーがんじゅう課）	令和7年度から 令和10年度まで	206,700

那覇市告示第10号
令和7年4月1日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
駅前の内科・神経内科クリニック	宮城 哲哉	令和7年2月1日～ 令和13年1月31日
那覇市赤嶺2-3-1F ステージ赤嶺ステーション店舗棟105		
ゆずりは歯科診療所	医療法人 真成会	令和7年2月1日～ 令和13年1月31日
那覇市久茂地3丁目15番6号幸マンション2階		
ふうりん訪問診療所	一般社団法人 響	令和7年2月1日～ 令和13年1月31日
那覇市おもろまち2丁目11-3		

那覇市告示第11号
令和7年4月1日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（変 更 前）	
ツクイ沖縄訪問看護ステーション		
所在地	那覇市久茂地2丁目14番1号 ジブラルタ生命沖縄那覇ビル1階 (那覇市前島2丁目7番1号 まえむら 21 505号室)	令和7年2月1日

那覇市告示第12号
令和7年4月1日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	休止年月日
所 在 地	
新里歯科・矯正歯科	令和6年11月21日
那覇市壺屋2-15-14	

那覇市告示第13号
令和7年4月1日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の再開について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり再開の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	再開年月日
所 在 地	
新里歯科・矯正歯科	
那覇市壺屋2-15-14	令和6年11月29日

那覇市告示第14号
令和7年4月1日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
ふうりん訪問診療所 (居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導)	令和7年1月31日
那覇市泊1丁目6-1 ビッグライスマンションとまり 204号	
訪問介護ステーションマーガレット (訪問介護、訪問型サービス(独自))	令和7年3月31日
那覇市識名2丁目13番57号	

那覇市告示第15号
令和7年4月1日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく
介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
ツクイ沖縄訪問看護ステーション		
所在地	那覇市久茂地2丁目14番1号 ジブランタ生命沖縄那覇ビル1階 (那覇市前島2丁目7番1号 まえむら 21 505号室)	令和7年2月1日
ヘルパーステーション大翔		
所在地	那覇市仲井真317-5 アクセス沖縄ビル3階 (那覇市国場1179番地5)	令和7年1月1日
ヘルパーステーション大翔		
開設者	株式会社 大翔 (合同会社 大翔)	令和2年12月21日

那覇市告示第16号
令和7年4月1日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

施術者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
上原 敏	はり・きゅう	令和7年2月21日
琉球治療院	那覇市銘苅2-11-19 グローヴィーサイト新都心201	

那霸市告示第17号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那霸市議会定例会で議決された令和6年度那霸市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和6年度那霸市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)

令和6年度那霸市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ776,811千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,260,188千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 5,089,484	千円 283,608	千円 5,373,092
	1 国民健康保険税	5,089,484	283,608	5,373,092
2 使用料及び手数料		7,014	270	7,284
	1 手数料	7,014	270	7,284
3 国庫支出金		20,292	3,000	23,292

	1 国庫補助金	20,292	3,000	23,292
4 県支出金		27,458,109	△483,929	26,974,180
	1 県負担金	27,458,108	△483,929	26,974,179
5 財産収入		4	16	20
	1 財産運用収入	4	16	20
6 繰入金		4,522,547	1,177,213	5,699,760
	1 他会計繰入金	4,522,546	1,111,371	5,633,917
	2 基金繰入金	1	65,842	65,843
8 諸収入		1,867,517	△1,756,989	110,528
	1 延滞金加算金及び過料	17,452	11,298	28,750
	3 雜入	1,850,064	△1,768,287	81,777
歳 入 合 計		39,036,999	△776,811	38,260,188

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 781,749	千円 △39,444	千円 742,305
	1 総務管理費	584,207	△32,443	551,764
	2 徴稅費	94,627	△4,310	90,317
	3 運営協議会費	713	△159	554
	4 収納率向上特別対策事業費	49,404	△2,532	46,872
2 保険給付費		26,637,979	△532,781	26,105,198
	1 療養諸費	22,410,450	△512,781	21,897,669

	4 出産育児諸費	175,074	△20,000	155,074
3 国民健康保険事業費納付金		10,703,060	0	10,703,060
	1 医療費給付分	7,544,294	0	7,544,294
	2 後期高齢者支援金等分	2,319,033	0	2,319,033
	3 介護納付金分	839,733	0	839,733
6 保健事業費		280,547	△22,080	258,467
	1 特定健康診査等事業費	206,688	△19,300	187,388
	2 保健事業費	73,859	△2,780	71,079
7 基金積立金		65,827	16	65,843
	1 基金積立金	65,827	16	65,843
9 諸支出金		56,964	128,348	185,312
	1 償還金及び還付加算金	50,758	128,348	179,106
10 予備費		510,870	△310,870	200,000
	1 予備費	510,870	△310,870	200,000
歳出合計		39,036,999	△776,811	38,260,188

第2表 債務負担行為補正

追加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
広報誌「市民の友」制作業務委託（折り込み紙）（健康増進課）	令和6年度から 令和7年度まで	2,193
広報誌「市民の友」制作業務委託（折り込み紙・こくほニュース）（国民健康保険課）	令和6年度から 令和7年度まで	2,180

那霸市告示第18号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那霸市議会定例会で議決された令和6年度那霸市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和6年度那霸市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152,992千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,872,871円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 3,982,532	千円 42,590	千円 4,025,122
	1 後期高齢者医療保険料	3,982,532	42,590	4,025,122
3 繰入金		706,984	110,402	817,386
	1 一般会計繰入金	706,984	110,402	817,386
歳 入 合 計		4,719,879	152,992	4,872,871

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 4,654,268	千円 152,992	千円 4,807,260
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,654,268	152,992	4,807,260
歳 出 合 計		4,719,879	152,992	4,872,871

那霸市告示第19号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那霸市議会定例会で議決された令和7年度那霸市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和7年度那霸市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度那霸市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,783,987千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 5,260,918
	1 国民健康保険税	5,260,918
2 使用料及び手数料		7,170
	1 手数料	7,170

3 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
4 県支出金		26,792,697
	1 県負担金	26,792,696
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
6 繰入金		4,541,250
	1 他会計繰入金	4,541,249
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		1,181,946
	1 延滞金加算金及び過料	26,184
	2 預金利子	1
	3 雜入	1,155,761
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳入合計		37,783,987

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		千円 787,564
	1 総務管理費	580,025
	2 徴稅費	103,396
	3 運営協議会費	738
	4 収納率向上特別対策事業費	51,416
	5 医療費適正化特別対策事業費	51,989
2 保険給付費		25,992,192

1 療養諸費	21,953,236
2 高額療養費	3,866,788
3 移送費	100
4 出産育児諸費	160,068
5 葬祭諸費	12,000
3 国民健康保険事業費 納付金	10,181,355
1 医療給付費分	7,050,968
2 後期高齢者支援金等分	2,358,783
3 介護納付金分	771,604
5 財政安定化基金拠出 金	1
1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費	273,633
1 特定健康診査等事業費	199,091
2 保健事業費	74,542
7 基金積立金	2
1 基金積立金	2
8 公債費	1
1 財政安定化基金償還金	1
9 諸支出金	50,758
1 償還金及び還付加算金	50,756
2 繰出金	2
10 予備費	498,481
1 予備費	498,481
歳出合計	37,783,987

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限度額
国保税納税通知書等データ印字等業務委託（国民健康保険課）	令和8年度から 令和10年度まで	6,147

国保税ミニガイド（冊子）の作成費（国民健康保険課）	令和7年度から 令和8年度まで	1,868
納税催告センター運営事業（国民健康保険課）	令和7年度から 令和11年度まで	39,831

那覇市告示第20号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那覇市議会定例会で議決された令和7年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和7年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,155,960千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)
第2表 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 4,329,007
	1 後期高齢者医療保険料	4,329,007
2 使用料及び手数料		822
	1 手数料	822
3 繰入金		815,366
	1 一般会計繰入金	815,336

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		10,764
	1 延滞金、加算金及び過料	523
	2 償還金及び還付加算金	10,100
	3 預金利子	1
	4 雜入	140
	歳入合計	5,155,960

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 60,711
	1 総務管理費	38,522
	2 徴収費	22,249
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,085,088
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,085,088
3 諸支出金		10,101
	1 償還金及び還付加算金	10,100
	2 繰出金	1
	歳出合計	5,155,960

第2表 債務負担行為

単位：千円

事項	期間	限度額
国保税納税通知書等データ印字等業務委託（国民健康保険課）	令和8年度から 令和10年度まで	3,226

那覇市告示第21号
令和7年4月1日

那覇市保健所手数料収納業務、総合案内業務及び食品営業施設の巡回
指導業務に関する委託契約について

標記の件について、地方自治法第243条の2第2項により告示する。

那覇市長 知念 覚

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市保健所手数料収納業務、総合案内業務及び食品営業
施設の巡回指導業務に関する委託契約 |
| 2 受託者の住所 | 浦添市安波茶3丁目5番2号
安波茶交差点ビル103号室 |
| 3 受託者の名称 | 一般社団法人 沖縄県食品衛生協会
会長 佐久本 武 |
| 4 指定日 | 令和7年3月11日 |
| 5 委託期間 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日 |

那霸市告示第22号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那霸市議会定例会で議決された令和6年度那霸市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和6年度那霸市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

令和6年度那霸市の土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,107千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,159千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 2	千円 12	千円 14
	1 真嘉比古島第二財産運用収入	1	1	2
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	1	11	12
3 繰入金		3,716	△698	3,018
	2 真嘉比古島第二繰入金	2,618	△698	1,920
4 繰越金		3	1,486	1,489
	1 総務管理繰越金	1	302	303
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1	142	143
	3 真嘉比古島第二繰越金	1	1,042	1,043
6 清算徴収金		3,327	2,275	5,602

	2 真嘉比古島第二地区 清算徴収金	2,347	2,275	4,622
7 保留地処分 金		0	32	32
	1 真嘉比古島第二保留 地処分金	0	32	32
歳入合計		7,052	3,107	10,159

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整 理総務費		千円 4,432	千円 3,761	千円 8,193
	1 総務管理費	4,432	3,761	8,193
2 土地区画整 理事業費		698	△698	0
	1 真嘉比古島第二土地 区画整理費	698	△698	0
3 基金積立金		2	44	46
	1 真嘉比古島第一地区 基金積立金	1	11	12
	2 真嘉比古島第二基金 積立金	1	33	34
歳出合計		7,052	3,107	10,159

那霸市告示第23号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那霸市議会定例会で議決された令和6年度那霸市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和6年度那霸市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)

令和6年度那霸市の市街地再開発事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ317,173千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		1	206	207
	1 繰越金	1	206	207
歳 入 合 計		316,967	206	317,173

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市再開発事業費		千円 682	千円 206	千円 888
	1 都市再開発事業費	682	206	888
歳 出 合 計		316,967	206	317,173

那霸市告示第24号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那霸市議会定例会で議決された令和7年度那霸市土地区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和7年度那霸市土地区画整理事業特別会計予算

令和7年度那霸市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,089千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 2
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 真嘉比古島第二地区手数料	1
2 財産収入		15
	1 真嘉比古島第二財産運用収入	2
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	13
3 繰入金		3,012
	1 総務管理繰入金	1,092
	2 真嘉比古島第二繰入金	1,920
4 繰越金		3
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1
	3 真嘉比古島第二繰越金	1
5 諸収入		2

	1 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	2 真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1
6 清算徴収金		3,055
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	980
	2 真嘉比古島第二地区清算徴収金	2,075
	歳入合計	6,089

歳出

款	項	金額
1 土地区画整理総務費		千円 4,154
	1 総務管理費	4,154
3 基金積立金		15
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	13
	2 真嘉比古島第二基金積立金	2
4 公債費		1,920
	1 公債費	1,920
	歳出合計	6,089

那霸市告示第25号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那霸市議会定例会で議決された令和7年度那霸市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和7年度那霸市市街地再開発事業特別会計予算

令和7年度那霸市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ303,232千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 303,231
	1 一般会計繰入金	303,231
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		303,232

歳 出

款	項	金額
1 都市再開発事業費		千円 670
	1 都市再開発事業費	670
2 公債費		302,562
	1 公債費	302,562
歳出合計		303,232

那霸市告示第26号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那霸市議会定例会で議決された令和6年度那霸市水道事業会計補正予算(第2号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和6年度那霸市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和6年度那霸市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度那霸市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(2)年間総配水量「38,500,000m³」を「37,806,000m³」に、(3)一日平均配水量「105,479m³」を「103,578m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額) 収 入	(補正予定額)	(計)	
			支 出	
第1款 水道事業収益	8,197,439千円	△146,594千円	8,050,845千円	
第1項 営業収益	7,605,112千円	△138,142千円	7,466,970千円	
第2項 営業外収益	592,326千円	△8,597千円	583,729千円	
第3項 特別利益	1千円	145千円	146千円	
第1款 水道事業費用	8,048,860千円	△288,240千円	7,760,620千円	
第1項 営業費用	7,950,148千円	△299,293千円	7,650,855千円	
第2項 営業外費用	75,176千円	11,053千円	86,229千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,614,299千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額88,624千円、減債積立金164,138千円、建設改良積立金827,959千円及び過年度分損益勘定留保資金533,578千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,606,732千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額85,090千円、減債積立金164,138千円、建設改良積立金807,726千円及び過年度分損益勘定留保資金

549,778千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額) 収 入	(補正予定額)	(計)
			支 出
第1款 資本的収入	564,367 千円	△23,794 千円	540,573 千円
第2項 他会計負担金	25,769 千円	△6,419 千円	19,350 千円
第5項 その他資本的収入	105,457 千円	△17,375 千円	88,082 千円
第1款 資本的支出	2,178,666 千円	△31,361 千円	2,147,305 千円
第1項 建設改良費	1,108,809 千円	△47,561 千円	1,061,248 千円
第3項 投資	887,800 千円	16,200 千円	904,000 千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等コンビニ収納代行業務委託	令和6年度から令和8年度まで	14,573 千円
那覇市上下水道局お客様センター業務委託	令和6年度から令和8年度まで	61,076 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	970,687 千円	△91,858 千円	878,829 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「99,304千円」を「61,257千円」に改める。

那霸市告示第27号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那霸市議会定例会で議決された令和6年度那霸市下水道事業会計補正予算(第2号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和6年度那霸市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和6年度那霸市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度那霸市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(2)年間総排水量「35,587,900m³」を「34,645,300m³」に、(3)一日平均排水量「97,501m³」を「94,919m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
			取 入	
第1款 下水道事業収益	5,864,482 千円	△118,159 千円	5,746,323 千円	
第1項 営業収益	4,684,954 千円	△107,863 千円	4,577,091 千円	
第2項 営業外収益	1,179,527 千円	△10,996 千円	1,168,531 千円	
第3項 特別利益	1 千円	700 千円	701 千円	
支 出				
第1款 下水道事業費用	5,589,063 千円	△80,142 千円	5,508,921 千円	
第1項 営業費用	5,343,126 千円	△97,041 千円	5,246,085 千円	
第2項 営業外費用	223,804 千円	16,861 千円	240,665 千円	
第3項 特別損失	2,133 千円	38 千円	2,171 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,061,280千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 64,107千円、過年度分損益勘定留保資金 706,452千円及び当年度分損益勘定留保資金 290,721千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,037,359千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 39,932千円、減債積立金 214,678千円、過年度分損益勘定留保資金 782,749千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,497,387千円	△255,216千円	1,242,171千円
第1項 企業債	695,900千円	△225,700千円	470,200千円
第2項 補助金	501,440千円	△18,624千円	482,816千円
第3項 他会計負担金	299,421千円	△11,314千円	288,107千円
第4項 その他資本的収入	626千円	422千円	1,048千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,558,667千円	△279,137千円	2,279,530千円
第1項 建設改良費	1,565,498千円	△277,247千円	1,288,251千円
第3項 投資	103,000千円	△1,890千円	101,110千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
流域下水道事業	436,300千円	△225,700千円	210,600千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	606,190千円	△37,592千円	568,598千円

那霸市告示第28号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那霸市議会定例会で議決された令和7年度那霸市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和7年度那霸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	170,600戸
(2) 年間総配水量	38,000,000 m ³
(3) 一日平均配水量	104,110 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設整備事業	823,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	8,928,868千円
第1項 営業収益	8,326,730千円
第2項 営業外収益	602,137千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 水道事業費用	8,606,058千円
第1項 営業費用	8,495,191千円
第2項 営業外費用	89,467千円
第3項 特別損失	1,400千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,699,755千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額88,884千円、減債積立金125,002千円、建設改良積立金841,124千円及び過年度分損益勘定留保資金644,745千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	761,153千円
第1項 補助金	75,000千円
第2項 他会計負担金	41,860千円
第3項 他会計貸付金償還金	564,984千円
第4項 その他資本的収入	79,309千円

支 出

第1款 資本的支出	2,460,908千円
第1項 建設改良費	1,121,177千円
第2項 企業債償還金	125,002千円
第3項 投資	1,200,001千円
第4項 その他資本的支出	9,728千円
第5項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道修繕跡アスファルト舗装復旧工事	令和7年度から 令和8年度まで	33,500千円
上水道施設維持管理等業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	71,390千円
自家用電気工作物保安管理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	1,694千円
消防設備保守点検業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	409千円
定期水質検査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	32,789千円

事項	期間	限度額
マッピングシステム保守及びデータ更新 支援業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	6,861千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費	1,002,531千円
(2)交際費	56千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、94,943千円と定める。

那覇市告示第29号
令和7年4月1日

令和7年(2025年)2月那覇市議会定例会で議決された令和7年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和7年度那覇市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 使用戸数	162,800戸
(2) 年間総排水量	34,787,700m ³
(3) 一日平均排水量	95,309m ³
(4) 主要な建設改良事業 公共下水道整備事業	879,891千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	5,774,392千円
第1項 営業収益	4,596,141千円
第2項 営業外収益	1,178,250千円
第3項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	5,593,704千円
第1項 営業費用	5,360,531千円
第2項 営業外費用	211,870千円
第3項 特別損失	1,303千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,738,948千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61,505千円、過年度分損益勘定留保資金1,677,443千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,414,694千円
第1項 企業債	598,900千円
第2項 補助金	478,339千円
第3項 他会計負担金	335,227千円
第4項 その他資本的収入	2,228千円

支 出

第1款 資本的支出	3,153,642千円
第1項 建設改良費	1,585,133千円
第2項 企業債償還金	860,508千円
第3項 投資	703,000千円
第4項 その他資本的支出	1千円
第5項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
令和8年度公共下水道維持管理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	153,670千円
令和8年度下水道（情報管理・固定資産台帳）システム保守管理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	5,929千円
令和8年度公共下水道台帳作成業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	5,626千円
令和8年度人孔蓋・枠蓋緊急補修工事	令和7年度から 令和8年度まで	56,043千円
令和8年度ポンプ場電気保安管理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	1,077千円
令和8年度ポンプ場保守点検業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	41,123千円

事項	期間	限度額
令和8年度排水路維持管理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	46,450千円
令和8年度首里石嶺町調整池巡回警備業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	4,752千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 224,000	証書借入 又は証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し方式での借り入れを行った場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
流域下水道事業	374,900			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

641,105千円

公 告

那霸市公告第880号
令和7年3月7日
掲示済

那霸広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更について

那霸広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

那霸市長 知念 覚

記

1 土地区画整理事業の名称 那霸広域都市計画事業
真嘉比古島第二土地区画整理事業

2 施行者の名称 那霸市

3 施行地区

那霸市	真嘉比	1丁目	の全部
		2丁目 3丁目	
	松島	1丁目	の一部
		真嘉比川原	
	字古島	今帰仁原 後原	
		上大道原 下大道原	

4 事業施行期間 昭和63年12月12日から
令和10年3月31日まで

5 事務所の所在地 那霸市泉崎1丁目1番1号
那霸市 まちなみ共創部 まちなみ整備課

6 事業計画の決定の年月日 昭和63年12月12日

7 事業計画の変更の年月日 令和7年3月7日

那覇市公告第885号
令和7年3月10日
掲示済

那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更認可に伴う図書の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項及び同法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 都市計画事業の種類及び名称

那覇広域都市計画公園事業5・5・那5号首里城公園

2. 施行者の名称

沖縄県

3. 事務所の所在地

那覇市泉崎1丁目2番2号

4. 事業地

(1) 収用の部分

昭和六十二年建設省告示第千八百十六号、平成六年建設省告示第八百五十一号、平成七年建設省告示第千八百八十九号、平成十年建設省告示第四百四十三号、平成十二年建設省告示第三百八十九号、平成十四年沖縄総合事務局告示第一号、平成十八年沖縄総合事務局告示第十四号、平成二十年沖縄総合事務局告示第二十一号、平成二十二年沖縄総合事務局告示第十九号、平成二十四年沖縄総合事務局告示第三十一号、平成二十九年沖縄総合事務局告示第十六号及び令和四年沖縄総合事務局告示第三号の事業地のうち那覇市首里大中町一丁目及び首里当蔵町一丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 変更なし

5. 事業実施期間

昭和62年10月23日から令和9年3月31日まで

6. 縦覧の場所

那覇市役所都市みらい部公園建設課

(那覇市泉崎1丁目1番1号、那覇市役所本庁舎9階)

那覇市公告第932号
令和7年3月19日
掲示済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項及び同法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路
都市計画の名称：9・7・1号 沖縄都市モノレール

縦覧場所：那覇市都市みらい部都市計画課(那覇市役所9F)

那覇市公告第933号
令和7年3月19日
掲示済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項及び同法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

都市計画の種類：那覇広域都市計画都市高速鉄道
都市計画の名称：1号 沖縄都市モノレール

縦覧場所：那覇市都市みらい部都市計画課(那覇市役所9F)

那覇市公告第934号
令和7年3月21日
掲示済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項及び同法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

都市計画の種類：那覇広域都市計画公園

都市計画の名称：5・5・那5号 首里城公園

縦覧場所：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所9F）

議会規則

那霸市議会規則第1号
令和7年4月1日

那霸市議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那霸市議会議長 野原 嘉孝

那霸市議会傍聴規則の一部を改正する規則

那霸市議会傍聴規則(昭和49年那霸市議会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(傍聴の届出)	(傍聴の届出)
第3条 <u>一般席及び親子傍聴席で傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年齢を届け出なければならない。</u>	第3条 <u>一般席又は親子傍聴席で傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を届け出なければならない。</u>
2 [略]	2 [略]
(傍聴人の定員)	(傍聴人の定員)
第5条 <u>傍聴人の定員は、110人とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	第5条 <u>一般席の傍聴人の定員は、110人とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u>
(傍聴席に入ることができない者)	(傍聴席に入ることができない者)
第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。	第7条 [略]
(1) <u>凶器又は危険のおそれのある器物を持っている者</u>	(1) <u>凶器その他危険な物を持っている者</u>
(2) <u>酒気を帶びていると認められる者</u>	(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u>
(3) <u>旗、のぼり、プラカード、その他気勢を示すおそれのあるものを持ってい</u> <u>る者</u>	(3) <u>酒気を帶びていると認められる者</u>
(4) <u>異様な服装をしている者</u>	(4) <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u>
(5) <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u>	
2 <u>年齢12歳未満の者は、一般席及び報道関係者席で、傍聴することができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。</u>	2 <u>議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、職員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u>
	3 <u>議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止す</u>

<p>(傍聴人の遵守事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、<u>病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。</u></p> <p>(2) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(3) 議場における言論に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。</p> <p>(4) 静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。</p> <p>(5) その他会議の品位を傷つけると認められるような行為をしないこと。</p> <p>2 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。</p> <p>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</p> <p>第9条 傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないとときはこれを退場させることができる。</p>	<p>ことができる。</p> <p>(傍聴人の遵守事項)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1) 静肅にすること。</p> <p>(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</p> <p>(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しない状態にすること。</p> <p>(4) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</p> <p>2 傍聴人は、全て職員の指示に従わなければならぬ。</p> <p>(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)</p> <p>第9条 傍聴人は傍聴席において、写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないとときは、これを退場させることができる。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄</p>	

中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第42号
令和7年3月10日
掲示済

那霸市排水設備指定工事店の取消しについて

那霸市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那霸市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	第288号
指定工事店名	有限会社當山設備興業
営業所所在地	沖縄県北谷町字玉上225番地2
代表者氏名	當山 孝明
取消日	令和7年3月6日
取消理由	那霸市内での現場が無いため

那霸市上下水道局告示第43号
令和7年3月17日
掲示済

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者新規指定

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者 指定年月日
546	合同会社N.GROWカンパニー	浦添市牧港四丁目25番1	仲里 和馬 令和6年9月13日
547	沖縄タイキ株式会社	南風原町字新川95番地	山城 靖 令和6年10月1日
548	武設備	八重瀬町富盛213番地	武富 幸成 令和6年10月24日
549	水工舎	北谷町字桑江526	高良 裕己 令和6年12月25日
550	株式会社 常設備	沖縄市桃原2丁目4番10号	川崎 常男 令和6年12月25日
551	株式会社 たいよう工業	北谷町字吉原718番地2 (101)	山瀬 紘一 令和7年2月3日
552	株式会社 貴嶋工業	浦添市字経塚811番地64	山城 房子 令和7年3月3日

那覇市上下水道局告示第1号
令和7年4月1日

令和7年度水道メーターの賠償額について

那覇市水道給水条例第17条第3項の規定に基づき、水道メーターの賠償額について別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

令和7年度水道メーターの賠償額

品名	口径mm	金額	備考
水道メーター	13mm	9,790円	
	20mm	17,900円	
	25mm	18,800円	
	40mm	36,500円	
たて型ウォルトマン 水道メーター	50mm	187,000円	
	75mm	227,000円	
	100mm	287,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	
たて型 電子式メーター	50mm	271,000円	
	75mm	313,000円	
	100mm	376,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	

算定根拠 令和7年度水道用資材(給水装置)統一単価表

期 間 令和7年4月1日～令和8年3月31日